報　告　事　項　第３号
令和７年第７月定例会
R7.7.8　教育センター

令和 6 年度

豊島区立教育センター
活動記録

豊島区立教育センター

は　じ　め　に

豊島区立教育センター
所長　木田　義仁

教育センターの組織目標は「子ども・家庭・学校支援の充実」です。特別な支援を必要する子どもたちや子どもに関する悩みをお持ちの保護者の方々等に対し、教育センターだけでなく、学校・幼稚園や関係機関と連携した取組を行い、課題や困りごとの改善に取り組んでいます。

教育センターの組織は「教育相談グループ」、「スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）グループ」、「子どもサポートグループ」、「庶務グループ」の４つのグループと、令和５年度から加わった「指導主事」で構成されています。

教育相談グループは「教育相談」、「ＬＧＳ（小学校低学年支援）」、「就学相談」、「チームステップ（特別支援教育巡回相談）」の４つの事業を担当しています。「教育相談」は、区役所横断組織のプロジェクトである若い世代の女性支援のための「すずらんスマイルプロジェクト」にも参画し、関係機関との連携を深めるとともに、教育センターの機能周知も図ってきました。

ＳＳＷグループは、不登校対策と適応指導教室（柚子の木教室）の２つの事業を担当しています。令和６年４月から、ＳＳＷを全中学校区への配置したことにより、教職員と連携して子どもが抱える課題の早期発見・早期対応を充実させることができました。また、不登校対策支援員を中学校３校に配置し、不登校生徒の学習支援や自立支援を行ってきました。

適応指導教室では、子どもたちが過ごしやすくなるよう教室をリニューアルしました。また、令和６年度も、宿泊体験活動（ゆずスマイル）等の校外学習を予定どおり実施でき、これをきっかけに自身の学校の校外学習に参加する児童もいました。

子どもサポートグループの日本語指導教室では、保護者の送迎の負担を軽減するために、小学校への巡回指導を開始しました。また、日本語初期指導（通訳派遣）、特別支援学級指導員・学校運営補助員など、「豊島区の学校・子どもたちを支援したい」という熱意をもった方々が勤務してくださっており、たいへんありがたく思っています。

また、教育センターは、豊島区立特別支援学級連合行事「まとめ展」の事務局も担当しています。令和５年度より参観者の入場制限を無くしたこともあり、子どもたちの発表が終わると、どの会場でも大きな拍手が沸き上がっていました。

この『活動記録』は、教育センターの業務に関わってくださっている全ての方々の取組成果をまとめたものです。関係の皆様方に感謝申し上げますとともに、今後とも教育センターの活動についてご理解・ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

目　　　　次

はじめに

豊島区立教育センター所長　　木田　義仁

各班の活動記録

１．　就学相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．　教育相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

３．　特別支援教育巡回相談（チームステップ）・・・・・・・・・・・・・・・・15

４．　ＬＧＳ（低学年児童支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

５．　適応指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

６．　スクールソーシャルワーカー及び不登校対策・・・・・・・・・・・・・・・・27

７．　日本語指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

８．　日本語初期指導（通訳）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

９．　特別な支援を必要とする児童生徒への支援・・・・・・・・・・・・・・・・43

【１】就学相談

１．事業概要

特別な支援を必要とするすべての児童生徒に教育を保障することを基本理念として、一人一人の児童生徒の障害の種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容・方法等に基づき適切な就学相談を行う。このための就学相談委員会及び特別支援教室利用判定委員会を設置している。

２．活動内容（担当：６名、うち欠員１名）

（１）相談活動に係る業務

①概要

・豊島区在住の下記対象児童生徒及び保護者の相談対応を行う（表１）。
・豊島区への転入が確定している下記対象児童生徒及び保護者の相談対応を行う。
・豊島区の特別支援教育と就学相談に関する周知活動を行う。

表１　就学相談の対象及び相談活動内容

相談種別	対象	主な相談活動内容
新 就 学	特別支援を検討している年長児	・保護者面接 ・子ども面接 ・発達検査の実施及び結果説明 ・在籍園等での行動観察 ・医療・療育機関からの資料収集 ・提案伝達面接
新 中 学	特別支援を検討している小学校６年生児童	
転　学	特別支援学級等の利用を希望する小・中学校在籍児童生徒	
特別支援教室	特別支援教室の利用を希望する小・中学校在籍児童生徒	
そ の 他	対象年齢外の相談、提案と異なる就学をした児童生徒の継続相談、特別支援学級見学対応、検査所見再発行等	

②実績

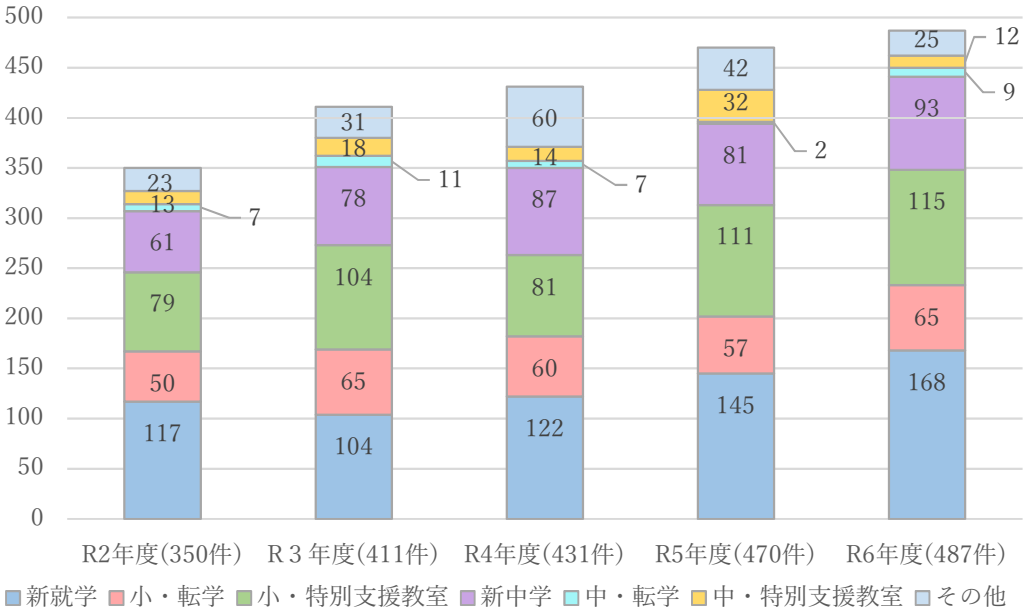

図１　相談申込総数及び種別内訳（件）

・図１のとおり、新就学および新中学は過去最高の申し込み数となり、就学相談全体の申し込みも最多となった。

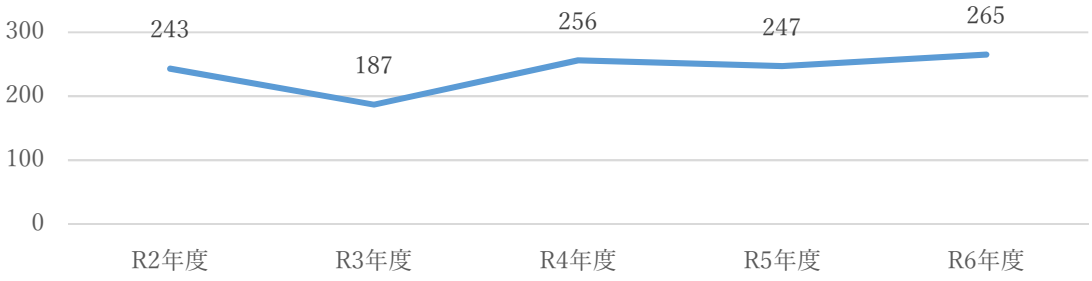

図２　発達検査の年度別実施数

・就学相談では発達検査を必須としているが、一度実施した後は一定の間隔を空ける必要があり、図２に示した発達検査は過去２年以内に未実施の児童生徒を対象として行なった。

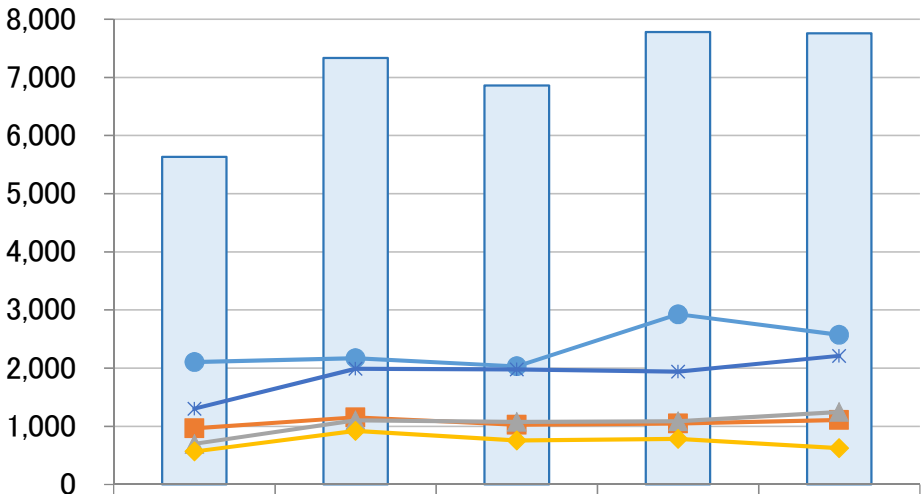

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計	5,634	7,333	6,863	7,778	7,759
新就学	2,105	2,170	2,031	2,926	2,572
新中学	964	1,153	1,027	1,045	1,109
転学相談	697	1,102	1,076	1,087	1,244
特別支援教室	566	920	754	783	624
その他	1,302	1,988	1,975	1,937	2,210

図３　就学相談のべ回数（総数・就学相談種別）

・全体の申し込み件数は過去最高となったが、新中学の提案伝達面接を一部郵送伝達に切り替えるなど職務の効率化を図ったため、のべ相談回数は微減であった。
・令和６年度から電子申請による受付件数を計上した。
・令和８年度以降就学予定児の保護者向けに就学相談説明会を３月に実施し、豊島区の特別支援学級等の情報について早めに周知することができた。会場参加者 12 名、オンライン参加者 13 名であった。

（２）就学相談委員会・特別支援教室利用判定委員会の運営

①概要

・年間計画に基づく委員会の会場設営や進行管理を行う。
・検討資料の収集・作成及び事後措置としての提案書策定を行う。

②実績

表２　令和６年度　就学相談委員会・特別支援教室利用判定委員会開催回数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計（回）
就学相談委員会	定例				1		1	3	2	1	1	1		10
	自閉症・情緒障害特別支援学級				1					1				2
	臨時*	1	1									1		3
特別支援教室利用判定委員会				1					1		1			3

＊豊島区への転入に伴う相談が中心

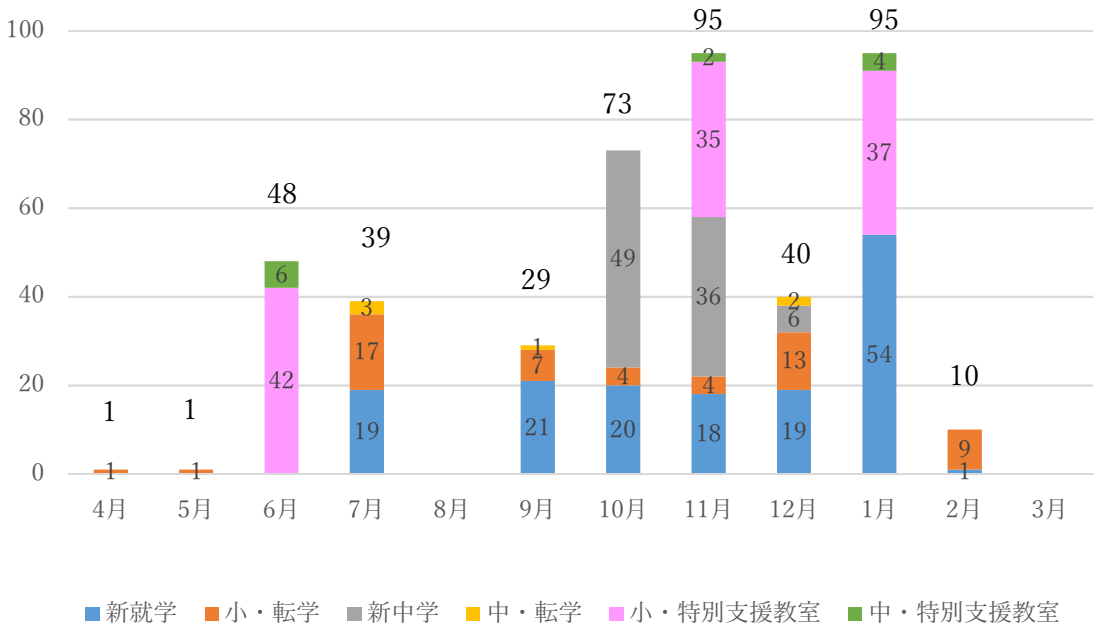

図４　令和６年度　委員会開催月別検討児童生徒数

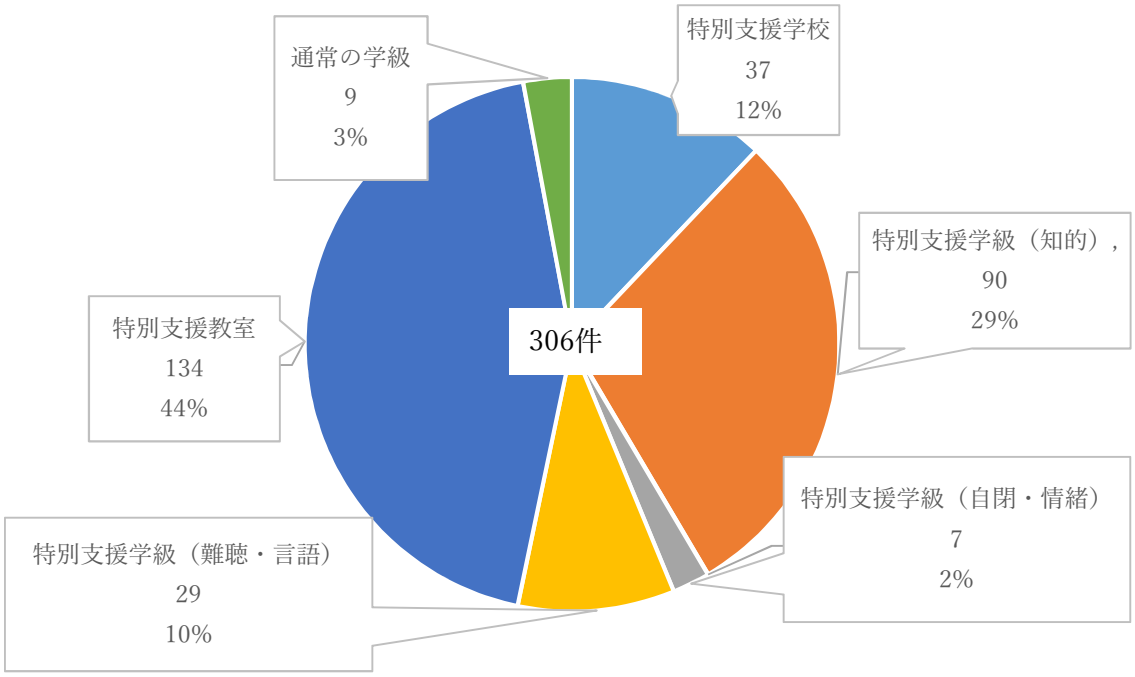

図５　就学相談委員会の提案（件数及び割合）
※区外転出者等含む

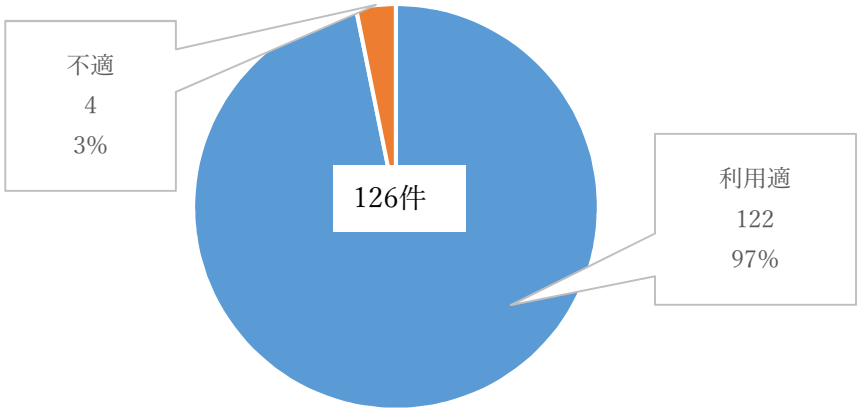

図６　特別支援教室利用判定委員会の結果（件数及び割合）

（３）提案と異なる就学先を希望する児童・生徒に対する対応

①概要

・就学希望校で保護者・学校・教育センターによる三者面談を実施する。

・入学後、学校からの申請により継続相談を実施する。

②実績

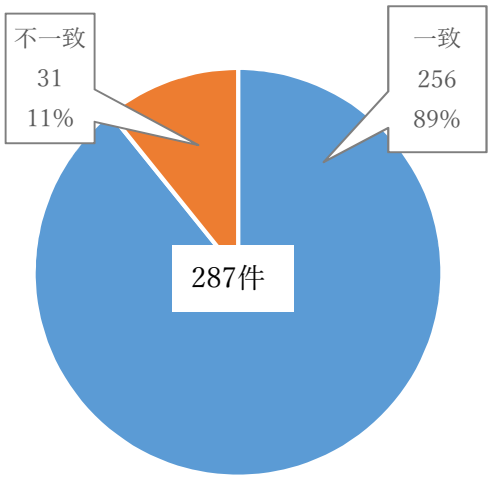

【不一致の内訳】

○特別支援学級(知的)の提案

→　通常の学級へ就学　16 件

○通常の学級+特別支援教室の提案

→　支援を利用しない　3 件

○特別支援学校の提案

→　特別支援学級(知的)へ就学　10 件

→　通常の学級へ就学　2 件

図 7　就学相談委員会の提案と決定先（件数及び割合）
※公立学校在籍者のみ

・就学希望校等での三者面談を実施した（26 件）。
・継続相談の申請はなかったが年度途中での転学や支援利用があった（2 件）。

（4）外部機関との連携

①概要

・就学相談事業に関する幼保、小・中学校、特別支援学校との連携を行う。
・就学相談委員会及び特別支援教室利用判定委員会において専門家と連携を行う。
・特別支援教育推進にかかわる外部機関と連携を行う。

②実績

・相談児童生徒の幼保、小・中学校での行動観察及び担任との情報交換を実施した。
・相談児童生徒の特別支援学校見学及び体験希望者に同行した。
・相談児童生徒に係る医療機関や療育・相談機関へ資料作成を依頼した。
・外部専門家として大学教授や医師に委員会への参加を依頼した。
・都立特別支援学校希望者の就学支援ファイルを東京都特別支援教育推進室へ提出した。
・西部子ども家庭支援センター主催の学習会において就学相談について説明した。
・副籍制度における特別支援学校と区立小・中学校との交流活動推進のため 4 月

に副籍連絡会を開催した。

・就学時健診予備日における集団知能検査を実施した。

・都立王子特別支援学校主催の就学相談担当者連絡会に参加した。

３．今後に向けて

・相談件数増加を受け、電子申請フォームの更改を機に ICT 化及びペーパーレス化を更に進め、一層の業務効率化を図る。

・増加する就学や転学、特別支援教室利用にかかわる相談対応が必要であり、継続相談等の就学後への対応は難しく、今後も LGS（18 ページ参照）担当と連携していく。

【2】教育相談

１．事業概要

子どもの成長・発達に伴って生じる様々な問題や悩みについて、本人・保護者等の来所相談に応じ助言する。電話による教育相談・いじめ相談に応じ助言する。

２．活動内容（担当：11 名）

（1）来所による教育相談

①概要

幼児から高校生相当年齢までの子どもとその保護者等を対象に、子どもの成長に伴って生じる様々な心配事や悩みについて、心理士による予約制の来所継続的面談を行っている。

②成果

ア　申込件数、延べ相談件数は年々増加傾向にあり、令和 7 年度 4 月 1 日現在の継続件数が過去最多である。（図 1　取扱い件数（来所相談（件）図 2　延べ相談件数（来所相談）（件））。

・不登校・発達障害等の相談ニーズが増加した。（図 3　主訴別相談件数（来所相談）（件））。特に、関係機関の紹介による申込みが増加した。

イ　相談内容に応じた心理療法、支援を提供している。成長過程で変化する課題について継続的に相談支援を行い、進級進学などの変化の多い時期も支援継続し、課題の深刻化を予防することができた。

ウ　関係機関に教育相談の支援内容を周知する機会や連絡会・研修会を設定し、関係機関へ紹介ケースが増加。必要な支援が届けられるようになった。

・顔を合わせて情報交換することで役割分担や支援方針を明確にでき、有用な連携が増えた。

・すずらんスマイルプロジェクトや豊島区居場所ネットワーク会議など、若年層支援に関する区内ネットワークに教育相談員が参加。義務教育年代を終え、活用できるリソースが減ってくる若年層が教育相談卒業後を見据えた時期に活用できる相談資源について常に情報収集と顔の見える連携体制づくりに努めた。

エ　その他

・緊急支援対応ガイドラインの策定を始めた。

③課題

ア　平日夕方、土曜に相談ニーズが集中している。

イ　切れ目のない支援のため、相談上限年齢を迎える相談者に対し、教育相談終了後の相談先へ丁寧につなぐ必要性が高まっている。

・相談内容の複雑化・困難化に伴い、複合的な支援につなぐ必要のある事例も多く、関係機関と密な連携体制を充実する必要がある。

・教育相談につながることができた事例について、18 歳以降（高校卒業後）も自立を見据え、切れ目ない支援が必要な場合もある。若者から大人を対象とする、教育相談とは異なる専門性や相談体制を取る支援先へつないでいくためには、常に変化する地域資源についての情報収集や顔の見える連携体制の維持が必要。

・相談終了にあたり適宜丁寧な引継ぎやフォローアップで支援をつなぐためにも、相談員の時間の工面が課題。

（2）電話による教育相談

①概要

匿名で利用できる、電話による単発の相談を行っている。

②成果

ア　年々電話相談件数が増加傾向にある。児童生徒本人の相談が特に増加した（図４　取扱い件数（電話相談）（件）　　図５　対象年齢別件数（電話相談）（件））。虐待に関する子どもからの相談も多く、児童相談所・子どもの権利相談室等へつなぐことができた。

イ　多様な相談内容に対し、心理士として専門的で具体的な助言を行った（図６　主訴別相談件数（電話相談）（件））。

・突発的に生じた切迫した思いや緊急度の高い相談内容に対する即時相談対応と、相談先や近隣の医療機関、検査についての問い合わせなど手軽な相談先としても活用され、電話相談の枠組みを生かした相談支援を実践できた。

・単発の電話相談の中でも、相談者の不安に寄り添い問題解決のための助言を行い、相談者が対応の指針や安心感、相談意義を得られるよう努めた。そのうえで、来所相談や他の支援へつなげた。来所による継続相談が難しい相談者が、複数回電話相談を活用するなどのニーズにも応えることができた。

③課題

ア　来所相談増加により、電話相談対応ができない時間が増えている。

（3）医療相談

①概要

嘱託小児科医・精神科医による、来所相談の利用者（保護者・子ども）及び教育相談員を対象とした相談を行なっている。

講師	総時数
鶴丸　靖子先生（みくりキッズクリニック・小児科医）	12 時間
三木　敏功先生 （江戸川篠崎子どもと大人のメンタルクリニック・児童精神科医）	12 時間

② 成果

ア　専門や対象年齢の異なる児童精神科医と小児科医による相談対応ができ相談者の幅広いニーズに応えることができた。

イ　精神科受診は敷居が高いと感じている相談者も、慣れ親しんだ教育相談の場で、担当相談員の医師への情報提供や同席の支えもあり、安心して相談でき、適切な助言を受けたり、医療機関につながるステップとして活用できたりした。

ウ　医師と相談員が見立てや方針について共有したり、相談員が医療的見地からの助言を得たり、よりよい相談支援のために活用できた。

③ 課題

・曜日時間等が固定されているため、利用が限定された。

（4）研修

①概要

ア　相談員の研鑽のため、外部講師を招き事例検討や講演を開催した。内部での事例検討等も随時行なっている。

・外部講師を招いての研修

日付	内容	講師
6 月 5 日	WISC-V 研修 （教育相談グループ合同）	大六　一志　先生 筑波大学　教授
9 月 11 日	生命にかかわる事件・事故後の緊急支援について	藤下　幸延　先生 東京都教育相談センター指導主事 多田　史康　先生 東京都教育相談センター心理職

（5）関係機関との連携

①概要

区の機関や民間支援機関との連携を積極的に行なっている。年度の初めには、区・民間の関係機関・窓口にご挨拶に訪問した（令和 6 年度実績 13 か所）。また、別途情報交換や業務説明の機会を設け、開催した。

日付	内容	講師
4 月 30 日	長崎健康相談所 業務説明・情報交換会	長崎健康相談所職員
5 月 9 日	池袋保健所 業務説明・情報交換会	池袋保健所職員
6 月 19 日	アシスとしま連絡会	アシスとしま職員
7 月 24 日	区児相 業務説明・情報交換会	豊島区児童相談所職員
1 月 29 日	障害福祉課障害者就労支援センター 業務説明・情報交換会	豊島区障害福祉課職員

（6）その他の活動

①区立幼稚園や小中学校への緊急支援、要対協会議やケース会議に対応した。

②臨床心理学専攻の大学院実習生への対応

３．今後にむけて

学齢期から継続的に伴走する心理相談が、相談者の孤独・孤立を防ぎ、自尊心を支え、青年期以降の自己理解を促進し、援助要請力を育む一助となる。誰一人取り逃さず切れ目ない支援の実現、不登校対策の拡充など様々な子ども若者支援の充実に伴い、社会とのつながりを保持し、支援者からの適切な紹介で教育相談につながる事例も増えている。継続件数は過去最多となり、教育相談ニーズの高まりが今後も続くと思われるが、多様化複雑化した事例に対し、他の支援機関とともに連携・共働・分業を進め、支援ネットワークの中でよりよい相談支援を実現する。また依然として、学齢期に適切な相談支援につながれぬまま青年期以降に二重三重の難しさをもって困難事例となる若者層は存在する。子ども若者、保護者、学校、関係する支援機関により身近になるよう、情報発信を工夫する。また、相談終了の時期を見据え、より早く計画的に次の相談へ移行できるよう並走しながら段階的につなぐ。そのために日頃から進路や支援機関等地域資源の情報収集と、顔の見える連携体制を構築することに努める。

併せて、教育センター移転準備、相談記録の電子化などの業務効率化を進める。

４．統計

図１　取扱件数の推移（来所相談）

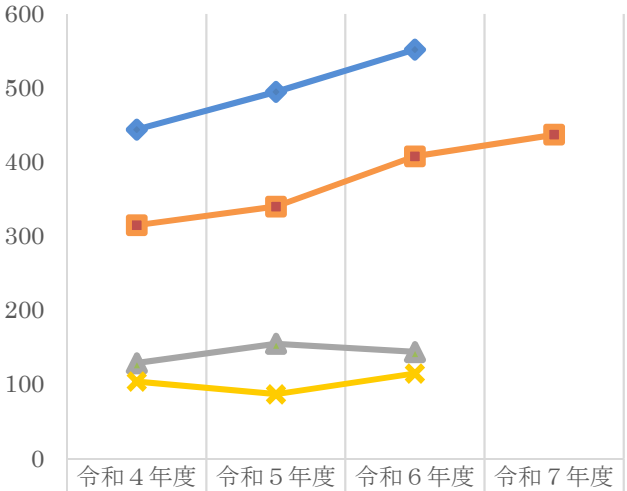

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年間取扱総件数	444	495	552	
前年度からの継続	315	340	408	437
新規受付	129	155	144	
終了	104	87	115	

図2　延べ相談件数（来所相談）（件）

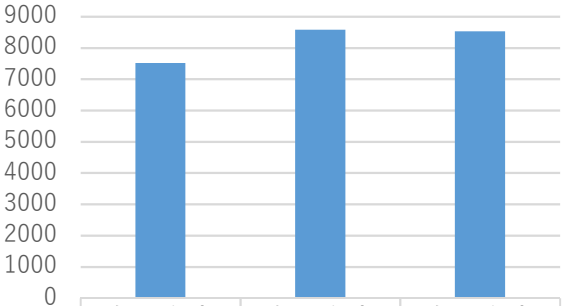

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ相談	7520	8578	8528

図3　主訴別相談件数（来所相談）（件）

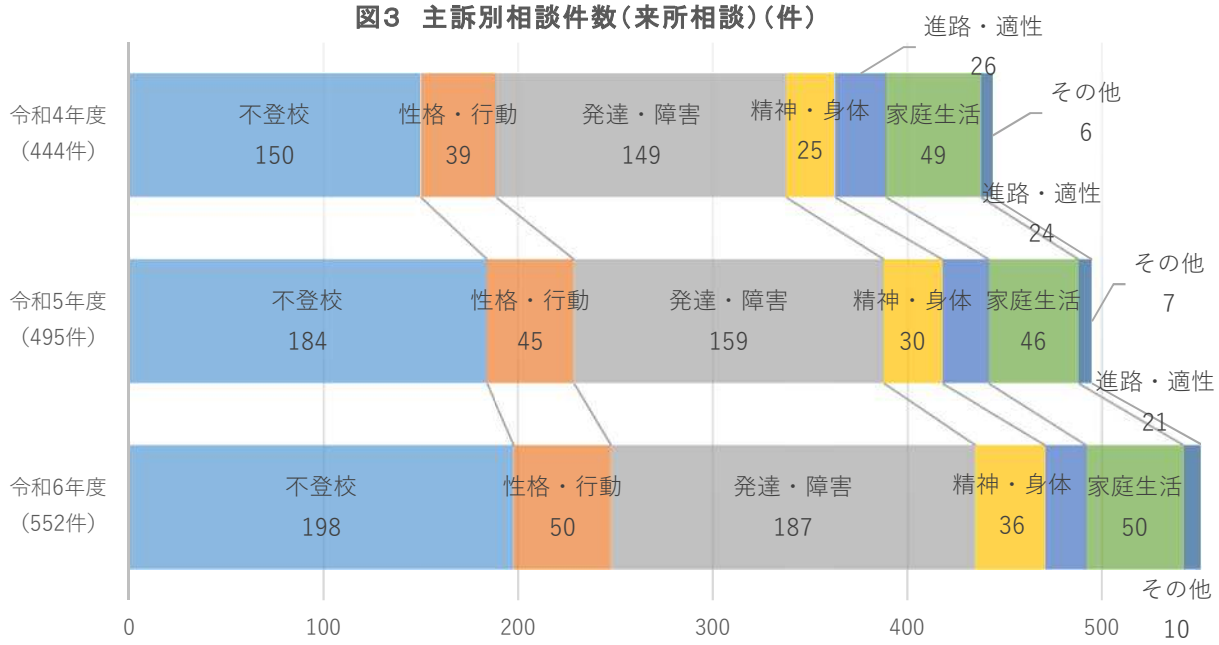

図4　取扱い件数（電話相談）（件）

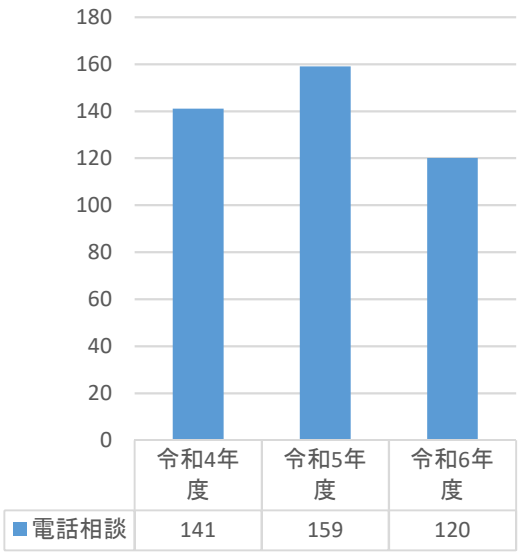

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話相談	141	159	120

図5　対象年齢別件数（電話相談）（件）

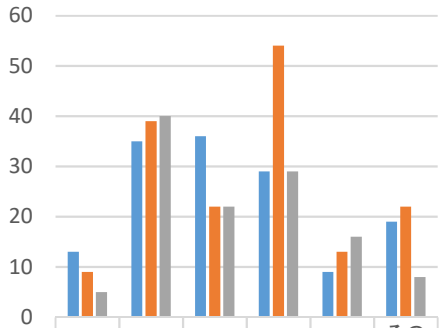

	未就学	小1～3	小4～6	中学	高校	その他・不明
令和4年度	13	35	36	29	9	19
令和5年度	9	39	22	54	13	22
令和6年度	5	40	22	29	16	8

令和4年度　令和5年度　令和6年度

図6　主訴別相談件数（電話相談）（件）

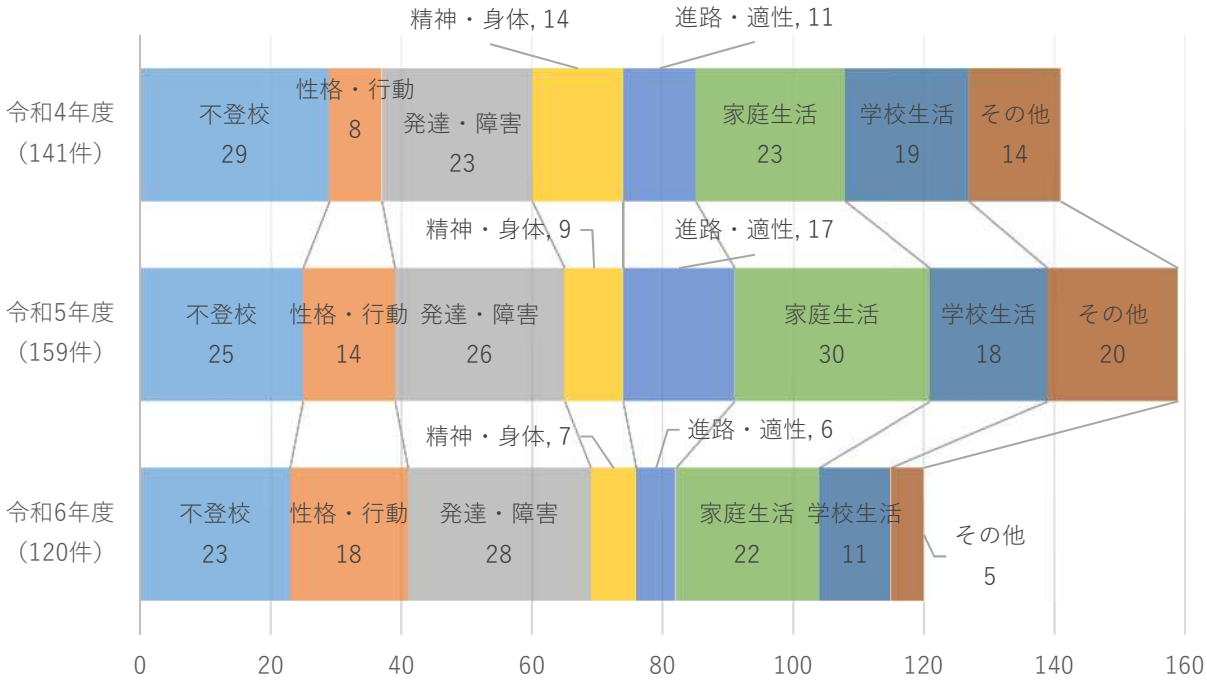

【３】特別支援教育巡回相談（チームステップ）

1. 事業概要

平成 19 年度より始まった豊島区独自の特別支援に関する巡回相談業務。通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握及び指導方法についての助言を教職員に行う。

2. 活動内容（担当：5 人）

(1) 幼児児童生徒の巡回相談及び教職員・保護者への助言・報告業務

①概要

区立の幼稚園・小学校・中学校の通常学級に在籍する幼児児童生徒に対する行動観察及び教職員・保護者への助言・報告をはじめとした業務。

②実績

ア　全体の申請件数と対応人数

・巡回相談と心理発達検査を含め、今年度は申請件数が 191 件であった（図 1）。

そのうち巡回相談の申請件数は 99 件であった。

イ　申請を受けた幼稚園・学校数

・幼稚園 0 園、小学校 18 校、中学校 2 校。

ウ　教職員・保護者への助言・報告

・教職員との打ち合わせや保護者同席のケース会議など、助言・報告を行った（図 2）。

(2) 心理発達検査の実施と分析、保護者や本人及び教職員への報告

①概要

区立の幼稚園・小学校・中学校の通常学級に在籍する幼児児童生徒に対する心理発達検査及び教職員・保護者への助言・報告をはじめとした業務。

②実績

ア　検査申請件数

・申請件数は 89 件となり、そのうち実施したのは 77 件であった（図 2）。
※差分は、対象者の気持ちの変化による直前のキャンセル等の不実施数。

イ　申請を受けた幼稚園・学校数

・幼稚園 0 園、小学校 20 校、中学校 3 校。

ウ　保護者や本人及び教職員への報告

・学校関係者と保護者のみならず、本人へのフィードバックを行ったケースがあった（図 2）。

(3) 専門家チーム巡回相談の運営（講師との連絡・当日進行等）

①概要

特別支援教育推進の一環として、チームステップ及び大学教授、専門医師などで構成する専門家チームの派遣を行い、区立の幼稚園・小学校・中学校に在籍する幼児児童生徒に対する指導方法について教職員へ助言する業務。

②実績

ア　学校や講師との連絡調整や当日の運営

・6名の講師で専門家チームを構成し、講師との連絡・当日進行等を行った。

イ　実施回数

・全17回実施（小学校10回、中学校6回、幼稚園1回）。
2回実施した学校もあった。実施校からは、児童生徒の理解が深まり、より良い支援のきっかけになったという声もあった。また、特別支援教室を利用中の児童生徒等、チームステップによる巡回・検査の対応ができないお子さんへの支援としても機能した。特別支援の視点だけでなく、家庭環境など複数の要因が行動の背景に想定されるケースについて、学校の理解が深まり、校内における特別支援教育推進の一助になったと考えられる。

（4）その他の業務（校内委員会への参加、個別支援シート作成の助言等）

① 概要

チームステップの見立て（巡回や検査資料）を参考に個別支援シートを作成する上での助言や校内委員会への参加等を実施する業務。

② 実績

区内小学校における緊急支援の対応にあたった。ほか、個別支援シートを作成する際の助言のために、特別支援学級の提案が過去に出された児童についての見立て（巡回や検査等）がほしいと学校から相談・申請があり、対応した。また、学校より、個別の教育支援計画作成にあたって相談があり、指導主事や他班職員と連携しながら情報提供を行った。その他、教育センター内他班より要望を受け、検査に関する研修を行った。

３．　今後に向けて

（１）中学校について、申請のあった学校数は令和5年度と比較し減少したが（表１）、申請件数は令和4年度、令和5年度のいずれよりも増加している。今後は、より多くの学校から利用されることを目指し、特に管理職や特別支援教育コーディネーターの入れ替わりがあった学校には、パンフレットの改定や事業説明を通して、チームステップの支援システムの理解推進をはかる。

（２）月ごとの申請件数は、毎年2学期以降に申請が増加していく傾向にあり、それ以降は対応も滞りやすい状況が生じる。これを受け、校内では申請の優先度を整理し、計画的な利用が実現できるよう、毎年学校へ説明をしてきた。8月までの申請件数をみると、令和4年度は全体の52%、令和5年度は42%、令和6年度も42%を占めた。パンフレットや事業説明を通して、引き続きの説明を行う。

（３）（２）に関連して、令和6年度の8月までの申請数の割合は、全体に対して昨年度と同等であるものの、申請数全体が減少したため、年度末には令和5年度ほど業務がひっ迫しなかった。各校において、学級内で行える支援が根付いたことや、申請が必要なお子さんの優先順位が整理されたことなどが考えられる。

（４）（３）は、令和3年度から活動を開始したLGS班（18ページ参照）や、令和4年度から学校巡回を開始したスクールソーシャルワーカー班（27ページ参照）の支援が根付いたことや、各班による役割がより明確になったことの影響も考

察される。今後も、定期的な情報交換会や、互いの専門性を生かした研修などを行い、連携をつづけていく。

4．年度統計（令和４年４月～令和６年３月末現在）

図１　月別申請数

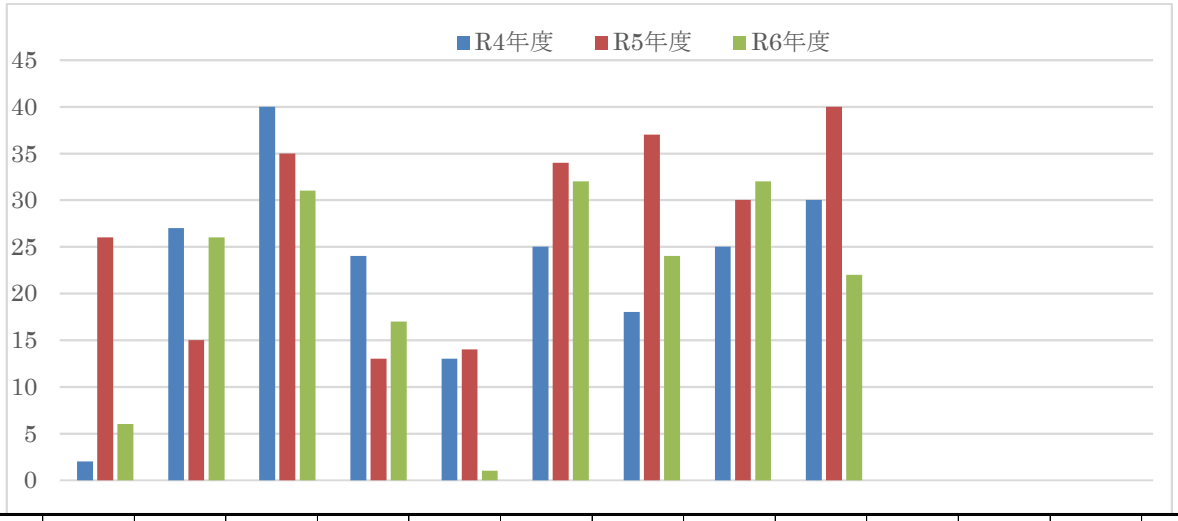

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R4年度	2	27	40	24	13	25	18	25	30				204
R5年度	26	15	35	13	14	34	37	30	40				244
R6年度	6	26	31	17	1	32	24	32	22				191

※月別申請数内訳：巡回相談、心理発達検査、その他
※締め切り：12月上旬

図２　支援内容別実施回数

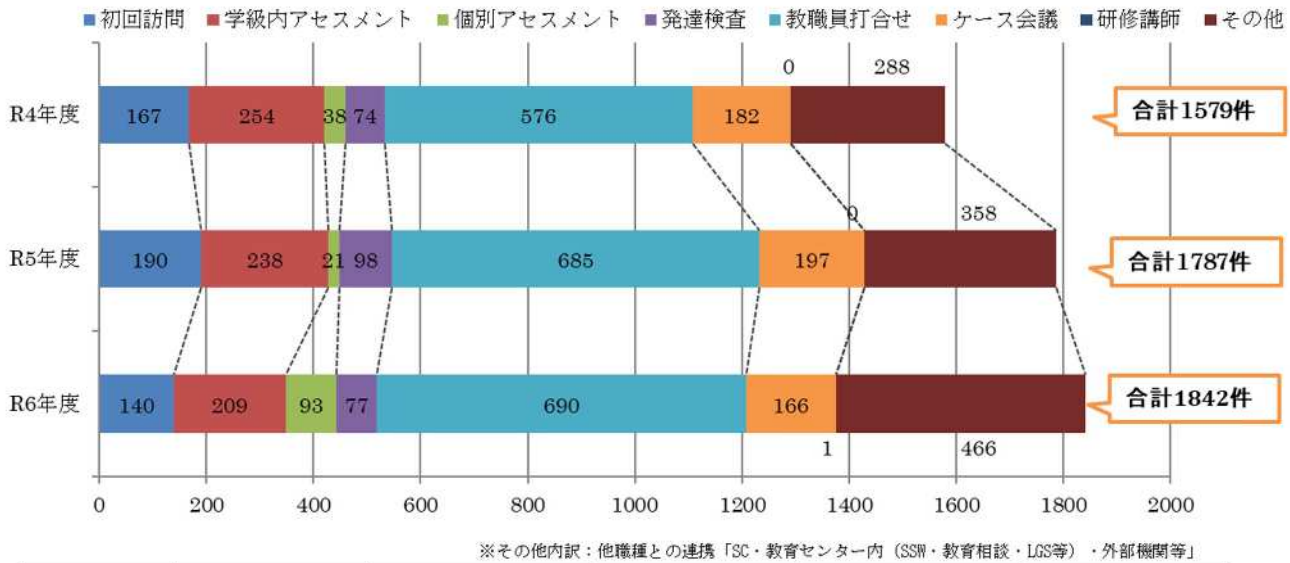

※その他内訳：他職種との連携「SC・教育センター内（SSW・教育相談・LGS等）・外部機関等」

	幼稚園（区立３園）	小学校（区立22校）	中学校（区立８校）	合計（３園30校）	合計（対応した児童生徒数）
R４年度	1	21	3	1園24校	155
R５年度	1	22	6	1園28校	177
R６年度	0	21	3	0園24校	143

表１　対応幼稚園・学校数・幼児児童生徒数

【4】LGS（低学年児童支援）

１．事業概要

LGS（Lower Grades Support の頭文字）事業は、公認心理師・特別支援教育士・臨床心理士の資格を持つ者が区立幼稚園のスクールカウンセリング事業、区立小学校への巡回事業を行い、子どもの様々な課題への対処方法を教職員・本人・保護者へ助言する。近年の新入学児童の適応の難しさを鑑み、これまでの区立幼稚園支援のノウハウを区立小学校の主に低学年に広げることで、保育所や幼稚園を終了・卒園した児童が学校生活に適応できるよう支援する。

２．活動内容（担当：1 名）

（１）概要

カウンセリングには様々な理論と技法があるが、昨今、その効果について科学的に厳しく検証される。効果があることが実証された方法は、EBP（Evidence Based Practice：科学的根拠に基づく実践）と呼ばれ、LGS 事業ではこの理論に基づいて学校・保護者・児童へ支援を行う。具体的には以下のような支援をする。

① ABA（応用行動分析）に基づく支援

ABA（応用行動分析）とは、子どもの適切な行動を増やし、不適切な行動を減らす支援方法を指す。例えば、子どもが泣いている場合、なんで泣いているのかを観察し分析する。自分が使いたかったおもちゃを他児が使っていて使えず困っていたことが分かったら、そのおもちゃで遊ぶためにどうすればいいかを教え、実行させ、実行したら褒めてそのスキルを習得させる。言葉で「貸して」と言う、別のおもちゃで遊ぶ、待って後で遊ぶなど本人も納得する方法を習得させる。言って聞かせる、叱責する、逆向きの力を加えるなど、子どもにストレスのかかる方法は効果が出ないことが分かっており一切用いない。結果として適切な自発行動が増え、自己肯定感・自己効用感・チャレンジ精神などが高まる。

LGS 事業では、低年齢の子がスモールステップで少しずつできるようにするために、教職員とともに状況を分析し、対処方法を助言する。

② 発達障害の特性に合わせた支援

例えば、「順番を守れない」という課題があった場合、すぐに支援策を考えることはできない。「順番を守れない」ことの要因を特定する必要がある。要因としては、例えば、方向が分かりにくい、周りに気を配るような注意が足りない、注意集中できない、順番を記憶できない、夢中になると順番を守ることを忘れる、感情のコントロールが苦手など様々な要因が考えられる。要因によって支援策は異なるので、要因の特定は

必要になる。「課題→要因→支援策」という順番で考えることが必須になる。この「課題→要因→支援策」が書かれたものが「個別指導計画」と呼ばれている。

区立幼稚園では、支援が必要な幼児の「個別指導計画」を作成し、園と保護者で共有している。共有すると、園でできること、家庭でできること、外部の療育機関でできることが明確になり、効果的な連携が可能になる。LGS 事業では、小学校でもこの様式で書かれた「個別指導計画」の普及を行っている。

③ メンタルヘルスへの支援

登校しぶり、選択制緘黙、引っ込み思案などは、不安・緊張・恐怖などが原因であることが多い。不安・緊張・恐怖などが生じるメカニズムや対処方法は科学的に解明されている。CBA（臨床行動分析）という理論と技法が対処方法の第一選択肢になる。LGS 事業では、CBA に基づいた対処方法を、教員・保護者・本人に提案している。

（２）実績

・幼稚園就園時健康診断→就園相談委員会→入園前に相談開始→入園後の継続した支援→就学相談→適切な就学先へのソフトランディングのプロセスが概ねスムーズに進行している。
・幼稚園では EBP に基づく支援策について事例検討会を定期的に開いている。結果、教職員の知識と技術が向上し適切な支援が定着している。
・各小学校を 1 か月～2 か月に 1 回定期巡回することで、1 校あたり年間 6 回～7 回、要請訪問を含めて年間 159 回学校を訪問し、継続して児童の状態を見取り、EBP に基づいた効果的な支援策を提案した。結果、EBP が少しずつ定着し、教職員、児童、保護者の負荷が少なく、効果が出やすい方法を普及できている。
・特別支援教育と不登校をターゲットにした EBP に基づいた教職員向けの研修プログラムを開発し要請に応じて研修会講師を務めた（２回)。
・小学校の道徳地区公開講座において EBP に基づいたメンタルヘルスの授業を実施した（4 回)。
・チームステップと定期的に情報交換を行い、必要に応じて随時情報交換を行った。例えばチームステップでの支援が終了した児童に対してＬＧＳで定期訪問を行い、継続的な観察と助言を行うことで、対象児の支援に寄与できた。その結果、LGS とチームステップ事業を協働で行い多角的な視点で教職員への支援を行えた。
・SSW との連携を深め、児童・生徒に効果的にかかわる方法について EBP についてレクチャーした。（1 回）。
・提案と異なる就学先を希望する児童生徒に対する対応として、LGS 事業では、就学相談班の継続相談の一部を担うことで校内での観察を行い、校内支援に努

めた。また小学校入学後、適正な就学先を希望する保護者もいることから、学校と連携することで保護者面接に同席し、児童の成長に合わせた助言を行なった。

・スクール・スキップ・サポーター向けの研修会講師を務めた（1 回）。

3．今後に向けて

・区立幼稚園では、幼児の支援のため EBP に基づいた事例検討を継続し、教職員の更なる資質向上に努める。

・幼稚園では、支援が必要な園児については、継続して「個別指導計画」を作成し、幼稚園、保護者、関係諸機関との効果的な連携を目指しいく。小学校においては、効果的な「個別指導計画」作成を提案していく。

・小学校に進学した区立幼稚園修了児の観察情報を幼稚園で共有し、卒園後の発達のプロセスを意識した支援の精度を上げるよう助言する。

・EBP による最新の心理学の理論と技法を教職員に伝え、教員の教育相談の技術の向上を支援する。

・教員、保護者、児童向けの研修会の実施を提案する。

・就学相談委員会の提案と保護者の選択が一致しなかったケースについて、学校と協力し、丁寧にフォローアップしていく。

・インクルーシブ教育について、個々に応じた適切な合理的配慮などを学校に提案していく。

4．年次統計

図 1　幼稚園 SC 主訴別相談件数・述べ相談件数（件）

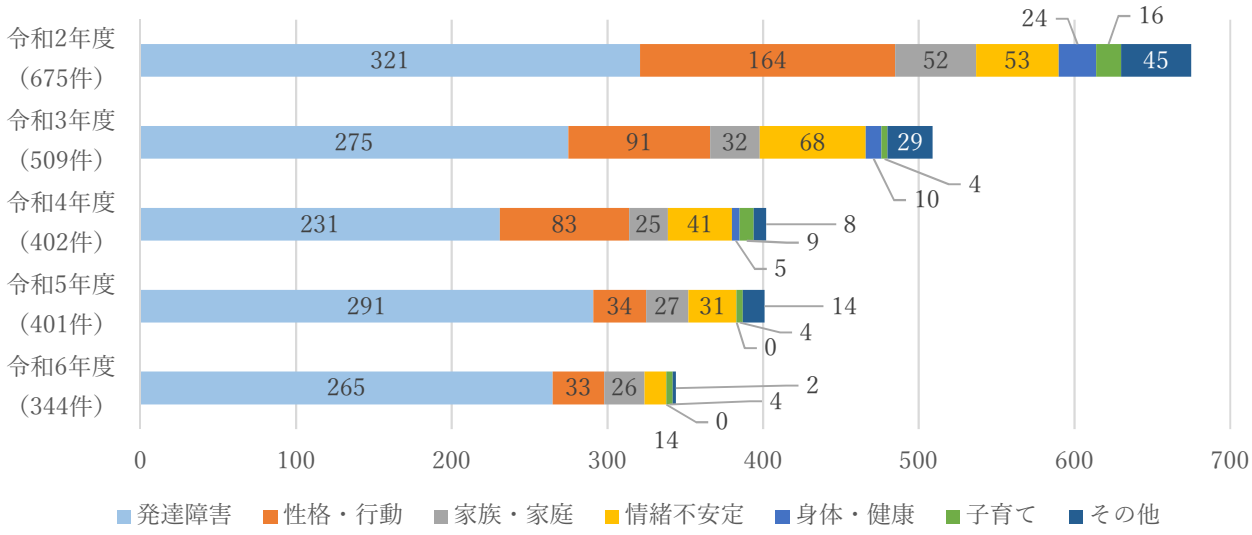

・幼稚園での教育相談は、発達障害の相談が一番多い。

・総数が減っているのは、小学校の巡回を始めるにあたって、幼稚園を訪問する頻

度が半分になっているためである。

図２　ＬＧＳ巡回相談主訴別相談件数・述べ相談件数（件）

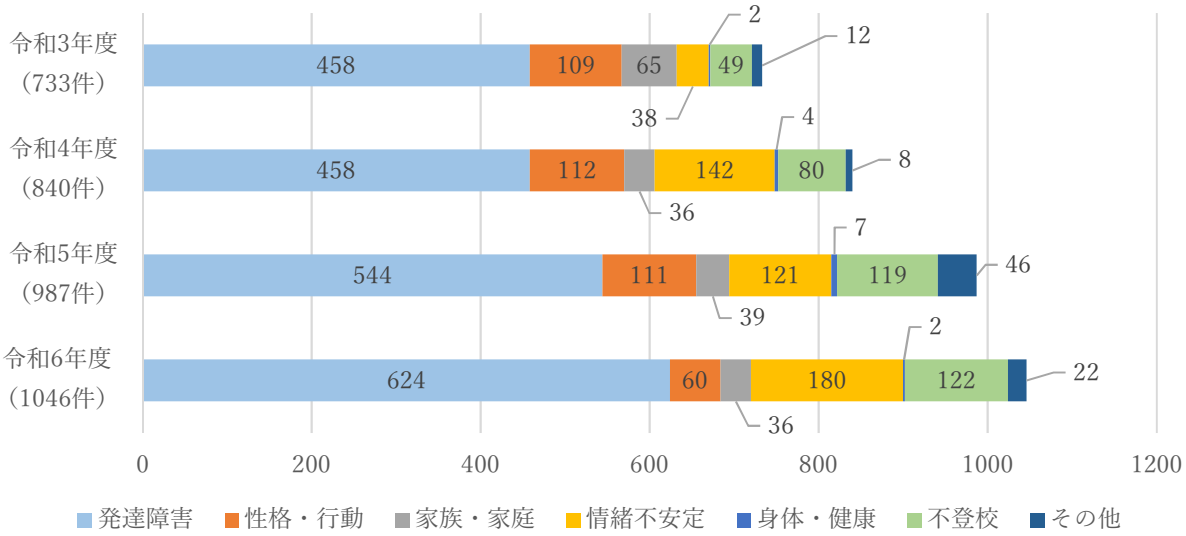

（※その他：友人問題、問題行動等、学習・進学、虐待、対教師、子育て、いじめ、生活習慣）

・小学校での巡回相談は、発達障害の相談が一番多い。

【５】適応指導

１．事業概要

心理的要因等により長期間登校できない児童生徒が、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図るために、社会的自立に向けた支援を目的として以下の活動を行った。

（１）学習機能（第一学習室）　（２）居場所機能（スタジオゆず）

（３）社会への適応支援機能

２．活動内容

（１）学習機能

「第一学習室」を静に学習する場所として機能を区別した。学習を目的に入級してくる児童生徒は、学習に対する目的意識があり、柚子の木教室に求めるのは、落ち着いて学習できる環境である。特に、中学３年生は高校進学という目標があるため自主的に学習に取り組んでいる。学習形態は自学自習が基本であるが、児童生徒の求めに応じて職員が個別に指導を行った。

（２）居場所機能

「スタジオゆず」を居場所として機能を区別した。居場所を目的に入級してくる児童生徒は、家庭での引きこもりを解消するために、スクールソーシャルワーカー（27 ページ参照　以下ＳＳＷ）などの働きかけで入級してくる場合が多い。そのため、柚子の木教室で何をするか具体的な目的を持てない児童生徒が多く、通室を開始してから活動内容を相談して決めている。そのため、活動内容が多岐にわたり、職員だけですべてに対応するには限界があるため実習生に頼る面が多かった。

（３）社会への適応支援機能

柚子の木教室に通室してくる児童生徒は、自己肯定感や自尊感情が低く、将来の夢や目標を持てない児童生徒が少なくない。その原因の一つに、成功体験や褒められる体験が少ないことや、学校に登校できないことが心理面にマイナスに作用していることが考えられる。柚子の木教室では、学校に登校できないことを一つの選択肢として捉えるとともに、様々な体験や人とのかかわりの中で多様な考え方に気付かせるとともに、様々な体験を通して成長が実感でき自己肯定感が少しでも高まるよう支援した。

① 児童・生徒個々の状態・特性に合わせた支援の展開

職員が組織的な支援を行うためには、児童生徒との状況を把握するとともに、指導の方針を全職員で共通理解を図ることが重要である。そのため、班会

で入級相談の情報を共有するとともに、児童生徒一人一人の個別支援シートを作成し共通理解を図った。合わせて必要と思われる児童生徒に対して心理職がＷＩＳＣ心理検査を行い、本人・保護者へのフィードバックを行うとともに、必要に応じて保護者の同意を得て学校と共有した。

②宿泊行事・校外学習の取り組み

５月と３月に校外学習、９月に宿泊行事「ゆずスマイル」を実施した。学校に登校していないことから、学校の校外学習や修学旅行などに参加することができない児童生徒が少なくない。そうした児童生徒にとって有意義な体験となっている。特に、宿泊行事「ゆずスマイル」では、ハイキング・農業体験・テーブルマナー講習などや宿泊施設での活動を通して、児童生徒間の交流が生まれ、より関係を深めることができた。

③体験学習の取り組み

「ギター教室」を毎週火曜日に実施し、ギターの演奏に限らず、他の楽器を加えて、一緒に演奏するなど音楽の楽しさを味わうことができている。また、調理体験では「チョコ入りカップケーキ」作りを行い、料理に関する興味関心を高めることができた。家でもやってみるという調理に興味を持った児童生徒も少なくなかった。

④ＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）の実施

児童・生徒の対人関係の苦手意識を克服し、集団生活を円滑に過ごすための能力を養うために、毎週水曜日に心理職とＳＳＷによるＳＳＴを行った。その中で、個々の特性や情緒面、本人を取り巻く環境にも配慮しながら対人関係のつまずきを補い、集団の中で自分らしく過ごせる資質の向上を目指し支援した。

⑤スポーツ活動やコミュニケーション活動の充実

スポーツ活動として、木曜日に「卓球」、それ以外の曜日に「バドミントン」を行った。参加している児童生徒は日々上達していて、特にバドミントンはほぼ毎日行うため上達が早く、生徒自身が「上手くなった」という成長を実感し、自己肯定感を高めることに繋がった。

⑥生徒が自分を見つめ直し、将来を考える機会としての進路学習

中学３年生を対象に４回の進路学習を行った。特に、第一回の進路学習会では、高校進学の意義や目的を確認するとともに、夏休みまでに取り組む課題を示し、今後の進路選択に向けて計画的に取り組めるよう支援した。また、夏季休業中に「進路懇談会」を実施し、都立チャレンジ校・通信制高校・サポート校から先生を招くとともに、本教室の卒業生から受験の体験談を聞く機会を設けた。保護者から「進路選択において多くの情報を得る事ができた」「子ど

も自身が進路について具体的に考えるようになった」ととても好評であった。

⑦教育相談（9ページ参照）・ＳＳＷとの連携

児童生徒理解や適切な支援のために、入級前に教育相談員やＳＳＷと児童生徒の情報交換を行うとともに、入級後の活動について情報共有を図った。

⑧オンラインの活用

クロムブックに「柚子の木教室ルーム」を開設し、行事や進路情報、柚子の木だよりなどの情報提供を行った。また、東京都教育委員会と連携し、クロムブックにオンラインの仮想空間を「新たな居場所・ふれあい・学ぶ仮想空間」として開設した。クロムブックがあればどこからでも参加することができるため、通室しなくても家庭から仮想空間に入室し、他の児童生徒と交流を図ることができて好評であった。

⑨学校訪問による支援

これまでは適応指導教室職員が定期的に学校に訪問し情報共有を図っていたが、今年度からＳＳＷが学校配置となり、各学校の不登校生徒に関する情報が的確に得られるようになった。そのため、今年度は必要に応じ適応指導教室職員が学校に訪問し、特に通級している児童生徒についての情報共有を図るとともに、支援の方法について共通理解を図った。

３．今後に向けて

入級したが、その後一度も通室しない児童生徒が少なからずいた。原因は、児童生徒の入級意思が低いにもかかわらず、保護者の強い希望で手続きを進めたケースである。その対策として、見学と入級相談で通室の目的を児童生徒本人・保護者に確認しているが、解決には至っていない。一方で、通室はできなくても柚子の木教室に入級したことが、児童生徒や保護者にとって安心感を与えている面もあるので、通室していないということだけで入級の意義を判断できない面もある。また、通室して達成感や有用感が感じられなければ、当然通室する意欲は下がってしまうだろう。入級した児童生徒が継続して通室するためにも、児童生徒が柚子の木教室に期待することを把握するとともに、できるだけ期待に沿うよう支援することと同時に、過度の期待を抱かないように、柚子の木教室の活動について事前に説明し理解してもらうことが必要である。

令和 6 年度は中学校３校に、教室に入れない生徒のための校内教育支援センターが整備されたことにより、学校の別室に通室するようになった生徒も何人かいた。令和 7 年度からは全中学校で別室が設置されるため、柚子の木教室と学校の別室機能の区別化が必要になる。一方で、ＳＳＷが学校配置になったことにより、小学校の柚子の木教室の認知が高まり、小学生の入級が増加した。そのため、一層個別の支援が必要となり、担当職員だけでは十分な支援が行えない場

面も少なからずあったが、実習生を受け入れることで、その対応を補っている面があり、それも課題である。

４．年度統計（令和４年～令和６年）

（１）学年別在籍人数（転出等による途中退籍者を含む）

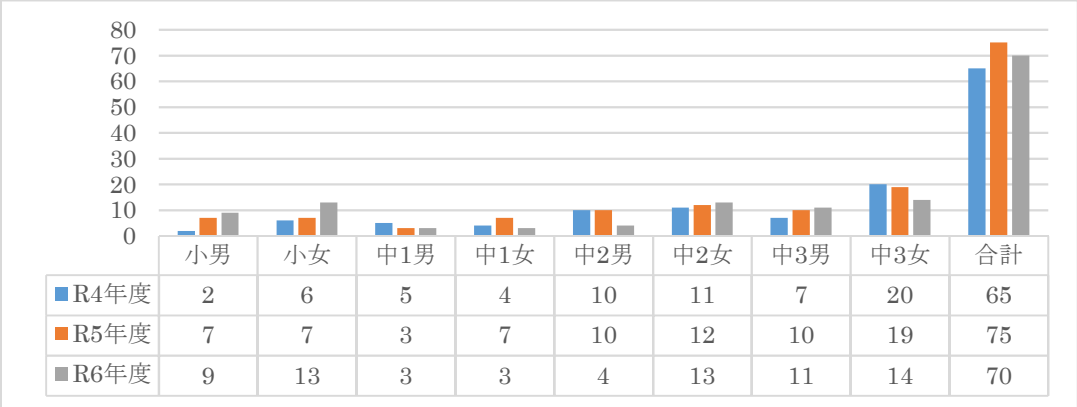

	小男	小女	中1男	中1女	中2男	中2女	中3男	中3女	合計
R4年度	2	6	5	4	10	11	7	20	65
R5年度	7	7	3	7	10	12	10	19	75
R6年度	9	13	3	3	4	13	11	14	70

（２）学校復帰人数と学校復帰率

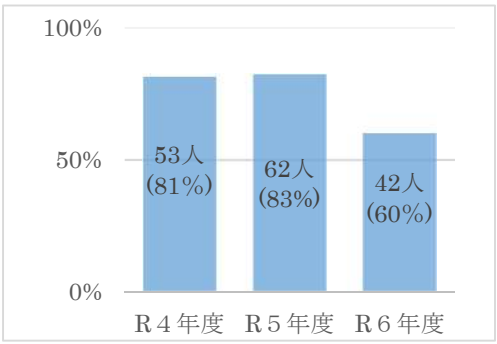

（３）継続・新規入級児童生徒数

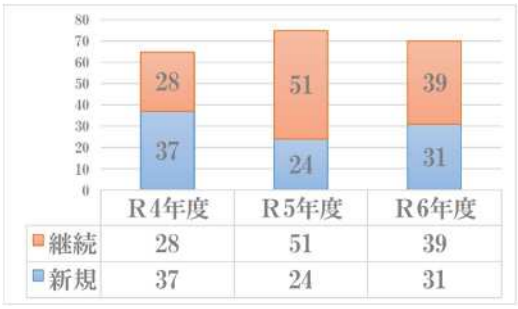

	R４年度	R５年度	R６年度
継続	28	51	39
新規	37	24	31

（４）進路一覧

種	類	学校名	数
都立	定時制	稔ヶ丘高等学校	2
		桐ヶ丘高等学校	3
		荻窪高等学校	1
私立	全日制	下北沢成徳高等学校	1
		東洋大学京北高等学校	1
		岩倉高等学校	1
私立	通信制	飛鳥未来きずな高等学校	2
		八洲学園高等学校	2
		大智学園高等学校	1

種	類	学校名	数
私立	通信制	明星高等学校	1
		立志社高等学校	1
		クラーク記念国際高等学校	1
		ＩＤ学園高等学校	1
	サポート校	東京文理学園高等部	4
		フリージア高等学院	1
	専門学校	ｅスポーツ高等学院	1
		バンタン高等部	1

（５）ソーシャルスキルトレーニングの実施状況

実施回数	全３９回　（令和６年４月１０日～令和７年３月１９日）	
参加人数	延べ１３９名　（小学４年生～中学３年生）	
主なスキルの内容	・会話に加わる ・質問して会話を続ける ・自己開示	・頼みごとを断る ・きもっちさん ・苦情を言う
児童生徒の主な感想	・とても楽しかった。いい時間を過ごせた。スキルが使いやすい。 ・自分自身気持ちを『プラス』『マイナス』に分けることが多く自分の中で白黒つけることが多いことに気が付いた。 ・初めての参加でどんなことをするか心配だったが、参加できてよかった。 ・自分の気持ちを考えるのが難しかった。	・助けてもらいたいことを人に伝える時に落ち着いて言えると伝わることが分かりました。 ・色々な人の話を聞けて良かった。 ・聞き上手になれるようこういうところを意識して自分もやっていこうと思った。 ・知りたいことについて質問できるようになった。 ・SST の全体を通して、人と話すことは難しいが相手と話して色んな事を知れたりする経験ができることがわかった

【６】スクールソーシャルワーカー及び不登校対策

１．事業概要

学校において児童･生徒の福祉に関する支援に従事する、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）（学校教育法施行規則第 65 条の 3）を活用し、不登校やいじめ、また、様々な福祉的課題に対し、各学校の教職員や福祉関係諸機関と連携し、教育と社会福祉の専門的な知識や援助技術を用いて、児童生徒とその保護者を対象に、問題の早期発見・支援を図る。

令和 6 年 4 月より中学校 3 校（駒込中学校･池袋中学校･西池袋中学校）に豊島区独自に不登校対策支援員を配置し、校内別室において不登校及び不登校傾向生徒一人一人の状況に応じた学習支援や自立支援を行う。西池袋中学校においては、校内別室指導支援員配置事業（有償ボランティア）を併せて実施する。

(1) ＳＳＷを全中学校区へ配置転換

令和 5 年度までは学校からの要請に応じて教育センターから各校へ派遣していたＳＳＷを、令和 6 年度より 8 つの全中学校区に直接配置（中学校及び隣接する校区の小学校を定期に巡回）し、拠点校巡回方式へと大きく転換した。

職員室にＳＳＷがいることで、学校の抱える課題、支援ニーズを迅速に把握しやすく、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、福祉や医療等の専門機関とつなげる等、校内支援体制がより強化された。

また、各中学校から学区内の小学校を定期的に巡回することにより、小学校段階から不登校等の課題を抱える児童の早期発見・早期対応に努めた結果、直接支援ケースは例年の約 1.5 倍となり、潜在的ニーズの掘起しがなされると共に、誰一人取り残さない支援体制の構築へと繋げることができた。

(2) 不登校対策支援員の配置と校内別室指導支援員配置事業の実施

中学校 3 校（駒込中学校･池袋中学校･西池袋中学校のモデル校）において、教員免許や不登校生徒対応経験をもつ不登校対策支援員が、校内別室において、学校と直接連絡を取れない生徒や保護者に対して、家庭訪問や電話連絡等を行うことで別室登校につなげたり、ＳＳＷと協働し、不登校や不登校傾向の生徒一人一人の状況に応じた学習支援や自立支援を行うことで、不登校の改善に努めた。西池袋中学校においては、校内別室指導支援員配置事業（大学生等による有償ボランティア）を併せて実施することで相乗効果を上げた。

(3) バーチャルラーニングプラットフォーム（ＶＬＰ）事業の活用

東京都教育委員会と連携し、ネット上の安全な仮想空間「バーチャル柚子の木」を開設し、ＳＳＷや不登校対策支援員が、適応指導教室利用者や各校の不登校児童生徒との交流や面談等を通し、通年支援した結果、適応指導教室の利用促進や利用者相互のコミュニケーション力の向上に繋げることができた。

活動内容

(1) スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）事業

①概要

社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ10名のＳＳＷが、チーム学校の一員として各小中学校を毎週巡回し、不登校等の課題の早期発見・初期対応・予防に関する見立てやアドバイスを行うと共に、長期支援が必要とされるケースについては、ＳＳＷが家庭や関係機関とつながり、次の活用事例に基づく学校支援を行った。

ＳＳＷの活用事例

ア　生活上の課題がある場合

・不登校、いじめ、暴力行為等の背景に家庭環境等の福祉的課題が疑われる
・長期欠席状態で児童・生徒、保護者との連絡が難しい
・学校による指導とスクールカウンセラーによる支援のみでは改善が難しい

イ　社会福祉上の課題がある場合

・ヤングケアラー、ネグレクト、虐待等が疑われる
・生活困窮、疾病等、福祉支援が必要とされる

②実績

・令和６年度の直接支援件数は、年間で 170 件となった。（図 1・表 1）
・巡回型支援では、ＳＳＷが各学校へ週 1 回、1 回 3 時間以上かつ年間 35 週以上（延べ 1,237 回）巡回し、授業観察等を通して児童生徒の課題を早期発見し、各学校に対して初期対応・予防に関する見立てやアドバイスを行った。
・ケース会議数は年間 294 回、前年比約 102％となった。（表 2）
・家庭･学校等への訪問回数は年間 2,107 回、前年比約 90％となり、ＳＳＷが中校区配置となったことによる訪問回数の減少がみられた。（表 3）
・間接支援、助言指導など 214 件を含む総支援件数は 384 件、直接支援件数 170 件の内、約 62％の 106 件で問題の解消又は改善が見られた。（表 4）

(2) ＳＳＷと関係機関とのネットワーク構築、連絡調整

①概要

児童生徒が置かれている様々な環境に着目し、学校内あるいは学校の枠を超え、ＳＳＷと関係機関との連携を一層強化し、ネットワークの構築、連絡調整を図り、課題解決にあたった。

②実績

ア 関係機関との連携

・子ども家庭支援センター相談支援グループ、豊島区児童相談所、生活福祉課、子どもの権利相談室、アシスとしま、就学相談（2 ページ参照）、教育相談（9 ページ参照）、民生児童委員、病院、警察等と連携･情報共有、役割分担をすることで､児童生徒と保護者に対する効果的な支援を実施した。
・要保護児童対策地域協議会ネットワーク会議､福祉包括化推進部会での情報共有及びケース検討の知見を活用し、課題解決にあたった。
・被虐待や家庭内暴力、非行等、家庭での生活が困難な状況にある児童生徒については、関係機関と連携することで、児童生徒の最善の利益を考慮しつつ協議し、支援を進めた。（表 5・表 6）

イ 適応指導教室の支援

・何らかの理由で学校に行くことができない児童･生徒を対象とした適応指導教室において、ＳＳＷが児童生徒を対象にソーシャルスキルトレーニングを通年で毎週実施した。参加した児童生徒及びその保護者からは「自分の意見や思いを伝えられるようになった」等の高評価と成果を得た。

・適応指導教室の個別援助計画策定に、ＳＳＷが福祉専門職として加わり、個々のケースの目標・課題をより明確化するための一助となった。

(3) 不登校対策会議の実施

①概要

増加する長期欠席や登校渋りのある児童生徒に関し、教育センターより所長、指導主事、ＳＳＷが全小中学校へ出向き、アウトリーチ型で不登校対策会議を実施した。各校の対応状況を把握すると共に、ケースごとに課題を整理し、具体的な対応策について協議し、実態に沿った支援プランを提案、助言を行った。（表 7）

②実績

・実施期間：令和６年 7 月 1 日（月）から 10 月 31 日（木）
全 30 校（小：22 校・中：8 校）

・会議において検討・助言等行ったケース数（人数）
総合計 206 ケース（小：119 ケース　中：87 ケース）

・主な成果
各学校の校内体制を把握すると共に、不登校児童生徒への対応状況を確認し、個別のケースについて、支援方針を検討することができた。
不登校対策会議での検討結果を踏まえ、ＳＳＷ派遣型支援や関係機関等に結び付けることができた。

(4) 不登校対策支援員の配置と校内別室指導支援員配置事業について

①概要

令和６年度４月より、不登校出現率の高い駒込中学校、池袋中学校、西池袋中学校に各 1 名、合計 3 名の不登校対策支援員を区独自で配置し、教職員等と連携し、不登校や不登校傾向の生徒一人一人の状況に応じた学習支援や自立支援を通年で実施した。不登校対策支援員が、校内別室（校内教育支援センター）での学習支援や、学校と直接連絡を取れない家庭に対し、訪問や電話連

絡を行うなど、生徒の学校復帰や社会的自立に向け、丁寧に個別支援を行った。

≪不登校対策支援員の職務内容≫

○校内別室の運営及び生徒支援
- ・学習支援（学習課題への支援、オンライン授業参加補助　等）
- ・自立支援（日常会話、学校からの配布物確認、提出物の確認　等）
- ・校内別室指導支援員の勤怠管理（西池袋中学校）

○不登校生徒及び保護者への連絡
- ・電話連絡
- ・登校支援（家庭訪問）

○関係職員との連携
- ・校内ケース会議等への参加
- ・教職員（生活指導主任、担任、スクールカウンセラー等）・ＳＳＷとの情報交換

○その他、所属長、校長が必要と認めること

（例）教育センター所長：報告書の作成、教育センター内での打合せ、教員研修会への参加　等　（例）校長：三者面談等への同席

さらに、西池袋中学校では、東京都の補助金を活用し、有償ボランティアを確保し、授業のある毎日 8：15～15：30 の時間帯に、立教大学、帝京平成大学等の大学生 15 名程度が交代で生徒を支援、毎月延べ 100 人程度が利用した。

②実績

・不登校対策支援員を全ての授業時間において通年配置したことにより、校内別室が生徒が登校しやすい場所となり、恒常的な不登校の改善のみならず、長期休業明けに不登校となることを防いだ。
・生徒は、送迎や支援員との会話を楽しんだり、学びたい内容を個別に教えてもらえたりすることで登校日数が増加、不登校の改善に効果を上げた。
・教員の負担も軽減され、働き方改革の一助になった。（表 8）

(5) バーチャルラーニングプラットフォーム（ＶＬＰ）事業について

①概要

令和 6 年度 5 月より東京都教育委員会と連携し、不登校児童生徒に新たな居場所・学びの場のひとつとして、適応指導教室利用者及び各校の不登校児童生徒を対象に、仮想空間「バーチャル柚子の木」を開設した。

児童生徒は各自のタブレット端末から好みのアバターを選択して事業に参加し、バーチャル上で交流を行った。開設時間中は、東京都のオンライン支援員、適応指導教室指導員のほか、ＳＳＷ、不登校対策支援員も加わり、バーチャル上での相互交流、自主学習、プログラミング、個別面談等の活用を支援した。各校からの事業への申込や個別の活用支援は、ＳＳＷが窓口となり実施した。

	対象者	開設時間	活動（例）
【新規】 常時開設	・適応指導教室在籍者 ・不登校児童生徒	月～金曜日 （適応指導教室開室日） ９：００～１５：３０	・自主学習 ・都のオンライン支援員等と会話 ・児童生徒同士の交流 ・ＳＳＷや心理士等との個人面談
【拡大】 レクリエーション		水・金曜日 １３：３０～１４：００ ※水曜日のみ実施でしたが、令和６年１０月より金曜日も実施いたします。	・お絵描きしりとり ・イントロクイズ ・イスとりゲーム ・鬼ごっこ ・かくれんぼ

②実績　　拡大レクリエーションの記録

回数	参加人数	活動内容	主な成果
R6 年 ５月 ～ R7 年 ３月 61 回	**延べ参加人数** ・小学生 147 人 ・中学生 131 人 (内、自宅から参加 43 名) **ｱｶｳﾝﾄ発行数** ・適応　28 人 ・各校　5 人	・地名しりとり ・なぞなぞ ・イントロ当てクイズ **・ホワイトボード絵描き** ・椅子取りゲーム ・バーチャル鬼ごっこ ・鉄道クイズ **・バーチャルかくれんぼ** ・物語創作リレー 等	・対面コミュニケーションや言語表現が苦手な児童生徒が楽しく参加し、**柚子の木教室通級回数が増加した。** ・チャットを使用することで、ASD 傾向児童生徒の**自己表現機会や手段が顕著に増加。引きこもり傾向から脱却した。** ・回を重ねるごとに、児童生徒が積極的になり、自ら問題を作成、出題。**自己効力感が向上した。** ・「バーチャル柚子の木」**参加者相互の連帯感向上した。**リアルでの会話、笑顔が増加した。 ・毎週自宅から自主的、定期的に参加し、**帰属意識が向上した。**

２．今後に向けて

令和６年度、ＳＳＷの中学校区配置及び不登校対策支援員の配置、バーチャルラーニングプラットフォーム（ＶＬＰ）事業等、不登校対策の多角化と充実を講じた結果、全国の小･中学校における不登校児童生徒数と比べ、豊島区の不登校出現率は鈍化し、一定の成果をあげた。令和７年度においては、不登校対策施策が一層強化されることから、以下の多角的な対策をとおし、支援の一層の強化と充実を図る必要が求められる。

・各中学校に設置する校内別室（校内教育支援センター）において、ＳＳＷ、不登校対策支援員による生徒の状況に応じた学習機会と居場所の保障を展開すること
・モデル校（不登校対策支援員配置校）以外の学校において、不登校児童生徒に新たな居場所・学びの場を確保すること
・モデル校の実践を、令和７年度からの新事業（不登校巡回教員及び不登校支援ＳＶの配置）により各校に広めること
・令和 7 年度からの新事業（チャレンジクラス設置及び全中学校不登校対策支援員配置）により、新たな居場所・学びの場を拡大すること
・「不登校対策スーパーバイザー」の新設及び「不登校対策巡回教員」を配置し、各校教職員への指導・助言、生徒への学習指導を強化すること
・小学生の不登校対策や、不登校対策総合計画策定について検討すること

３．年度統計

図１ 直接支援件数とその推移

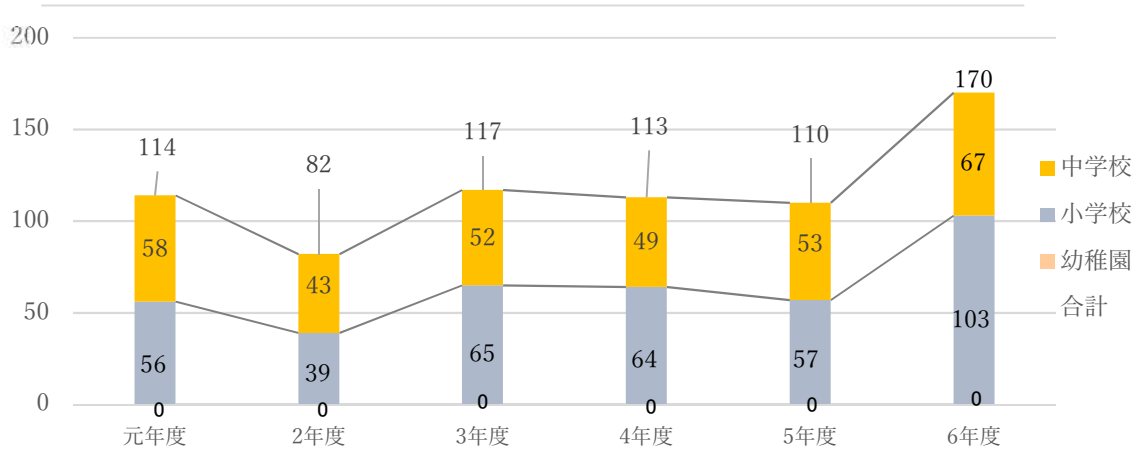

表１直接支援ケースの主訴・要因別件数

主訴	不登校・登校渋り	虐待	いじめ・暴力・非行	友人・教職員との関係	貧困	心身の健康・保健	発達等性格行動	自殺・自傷	家庭環境	その他	合計
小学校	57	3	2	1	0	1	15	0	23	1	103
中学校	54	0	1	0	0	2	5	0	5	0	67
合　計	111	3	3	1	0	3	20	0	28	1	170

＊注　ヤングケアラーは家庭環境に含む

表 2 ケース会議数

対象	回数（前年度）
教職員	223(244)
関係機関	71(43)
合　計	294(287)

表 3 問先及び
訪問回数（)内は前年度

対象	回数
家庭	535(468)
学校	1,572(1,814)
その他	257(58)
合　計	2,364(2,340)

表 4
支援方法及び主訴に対する
支援結果内訳

＊注　直接支援・・面談等で直接支援する方法。
間接支援・・学校支援等の間接的支援による方法。
助言指導・・助言し終了する方法。

		小学校	中学校	合計
支援件数		255	129	384
内訳	直接支援	103	67	170
	(内 改善･解消数)	60	46	106
	間接支援	152	62	214
	助言指導	38	23	61
	その他	0	1	1

表 5 主な連携機関と連携ケース数

連携機関名	児童相談所	子ども家庭支援センター	区長部局（子家Cを除く）	指導課	教育・就学相談	適応指導教室	警察	医療機関
ケース数	63	41	39	123	103	66	1	35

表 6 主な面談相手と面談回数

	児童生徒	家族	学校	指導課	子ども家庭支援センター	区長部局（子家Cを除く）	児童相談所	教育相談	適応指導教室	その他	合計
回	2,227	1,185	9,891	129	51	40	66	175	275	276	14,315

表 7　不登校対策会議ケース検討・助言数

対　象	検討・助言数
小学校	119
中学校	87
合　計	206 ケース

表 8　不登校対策支援員と校内別室での取組成果

学校名	校内別室 名　称	生徒の行動変化
駒込中 延 425 人 利用	さくらルーム 	・休みがちであった生徒が、校内別室「さくらルーム」に毎週（月）（木）に登校し、 早退せず過ごせるようになった。 ・外国籍生徒が、校内別室「さくらルーム」に毎日登校し、個別学習が出来ている。
池袋中 延 996 人 利用	いける一む 	・不登校生徒が校内別室に定着、学校に足が向くようになった。 ・不登校生徒が週 2～3 回登校し、2 年振りに給食が食べられた。 ・不登校生徒が移動教室の事前指導に参加出来、クラスに入れた。
西池袋中 延 1,498 人 利用	道の駅 	・1年夏より登校出来なかった生徒が、校内別室で支援員の関りにより、運動会に参加することをモティベーションに登校出来るようになり、運動会にも参加出来た。 ・1年3学期よりオンライン授業対応だった生徒が、校内別室から授業の写真撮影に参加したり、1時間だが教室に戻れるようになった。音楽鑑賞会にも出席、給食も食べられるようになった。

【7】日本語指導

１．事業概要

日本語指導が必要な児童生徒に対し、学校生活へ適応するための日本語指導を行うとともに日本文化に対する理解を図っていく。

２．活動内容（担当：５名）

(1) 日本語指導

①概要

区立小・中学校に在籍する、初来日後６か月以内の外国人及び帰国児童生徒に対して、学校生活にできるだけ早く適応できるように、個に応じた日本語の基本的な「読む・書く・聞く・話す」の４技能の育成に努める。

②実績

ア　指導状況、指導力向上について

・９か月以内で効率的に日本語が習得できるように教材と指導計画を見直し、毎週２～４時間の日本語指導を行った。

・指導力向上を目指し、学習院大学教授を講師とし、「子どもの日本語学習を促す方法」をテーマに研修を行った。豊島区内の日本語指導担当教員と共に学んだ。

イ　区立小学校への巡回指導について

・保護者の送迎負担軽減のため、区立小学校への巡回指導を始めた。通級する必要のあった令和５年度の小学生に対する指導人数は延べ２１人だったところ、令和６年度は延べ１２校に巡回指導に行き、延べ３５人に指導を実施。およそ２倍の実績となった。日本語教室の修了者はうち２５人であった。

ウ　バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）事業について

・小学校３年生以上の日本語教室修了者のフォローアップのため、「エリンが挑戦！にほんごできます」を教材として、ＶＬＰに取り組んだ。アカウント配布は１６名に行い、１４回実施し、延べ参加人数は１９名であった。

エ　各学校との連携について

・各学校からの報告や東京都や豊島区の日本語教育の情報共有を図るため、日々の連絡を密にしてきた。「日本語教室打合せ記録」に随時記入し、指導員全員で素早く確実に情報を共有した。

・小学校とは、毎回の巡回指導時に、担任や副校長に日本語指導教室の様子を伝え、その時に普段の小学校生活について知らせていただき、中学校とは、毎月の通級状況報告書により、通級生徒の在籍校に日本語指導教室での様子を伝え、担任や副校長から当該生徒の普段の中学校生活について知らせていただき、その後の児童生徒一人一人のよりよい日本語指導に役立てた。

・４月から３月までに４５人の入級者面接を行った。入級の可否については、学校からの入級相談依頼書の内容とともに、児童生徒の日本語

の習得状況や保護者の不安感等、多方面から検討した後、全指導員で入級判断や入級後の指導計画を考えた。

オ　学習院大学との連携について

・９月から１１月の３か月間、教育実習生２名を受け入れ、各々１０回の実習を設定した。終了後の実習生による記録には、日本語学校との指導法の違いを理解し、本教室の指導計画に沿って充実した指導実践を行うことができたとあり、生徒への日本語指導の楽しさを実感した様子も伺えた。

(2) 日本文化理解

①概要

学校生活の基礎となる日本文化への理解を深める。

②実績

・七夕、お月見、新年のめあて等の指導を通して、日本の伝統文化や季節の行事に関心が持てるように支援した。

(3) 安全指導

①概要

交通安全の意識や地震・火災発生時の行動を計画的に指導していく。

②実績

・春秋の交通安全指導では、交通標識の理解とともに基本的な交通ルールの順守と安全意識の向上に努めた。地震火災発生時の避難訓練も行った。

・日々、児童生徒の健康観察に努めるとともに、感染予防のための換気や手洗いも習慣化してきた。

３．今後に向けて

(1) 指導法の改善について

・入級者急増に対応するため、各指導員が児童生徒を同時に２人指導できるような指導内容や環境を整えた。

(2) 今年度からの新規事業等について

・ＤＬＡ(文部科学省開発の子どもの日本語能力測定ツール)やＶＬＰ（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業）についての学習会を適宜開催し、全指導員で最新の情報を共有した。

・区立小学校への日本語教室の巡回指導の取り組みについて効果検証し、一人一人の子どもの困り感を少しでも早く解決できるように努めた。

４．統計

図１.出身国別在籍者数（令和６年度）

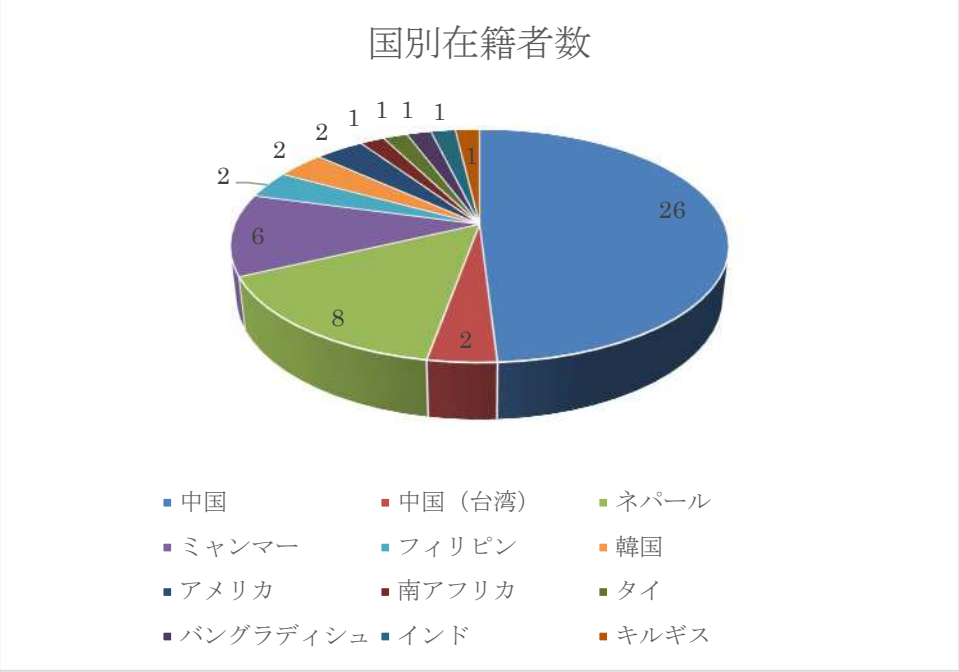

図２．延べ在籍者数（令和４年度～令和６年度）

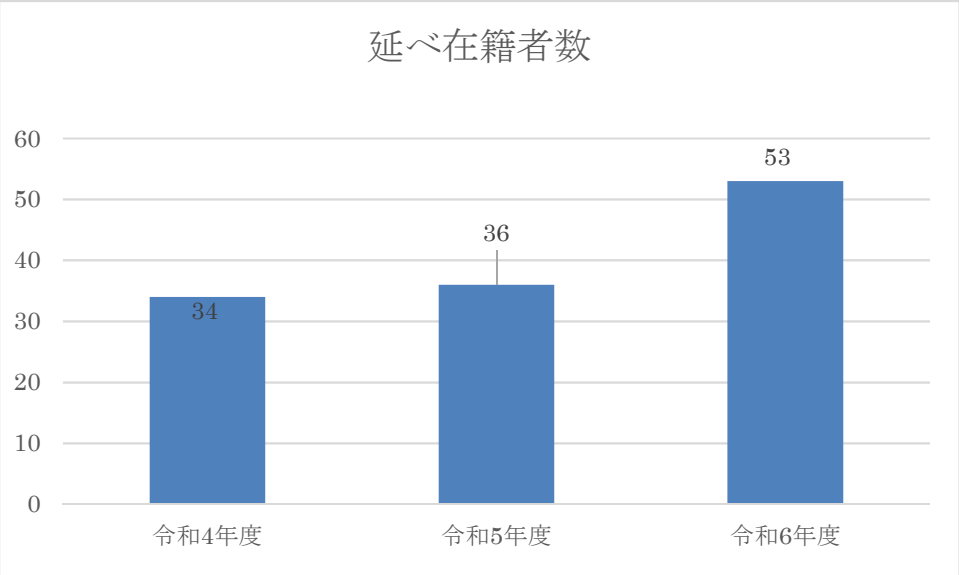

図３．延べ修了者数（令和４年度～令和６年度）

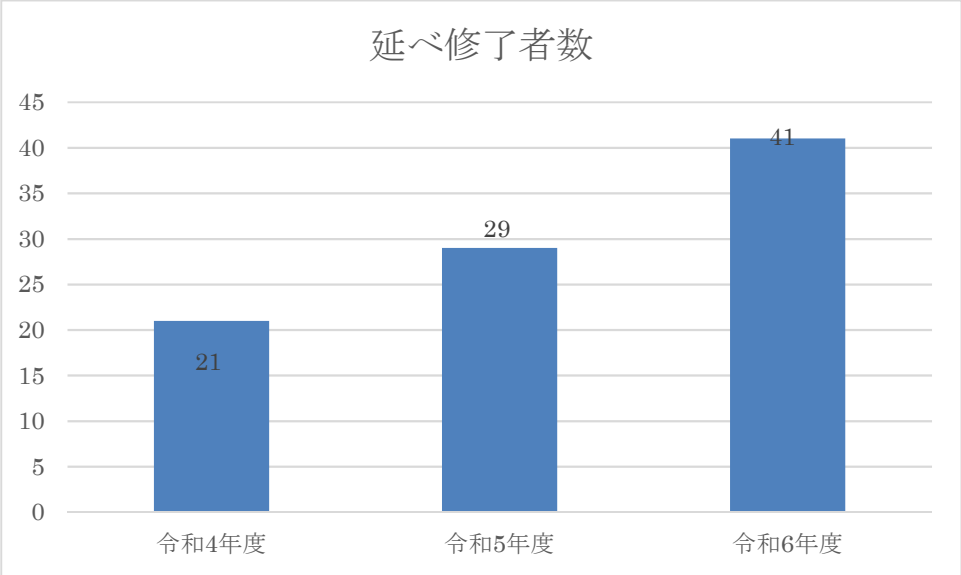

図４．延べ授業時間数（令和４年度～令和６年度）

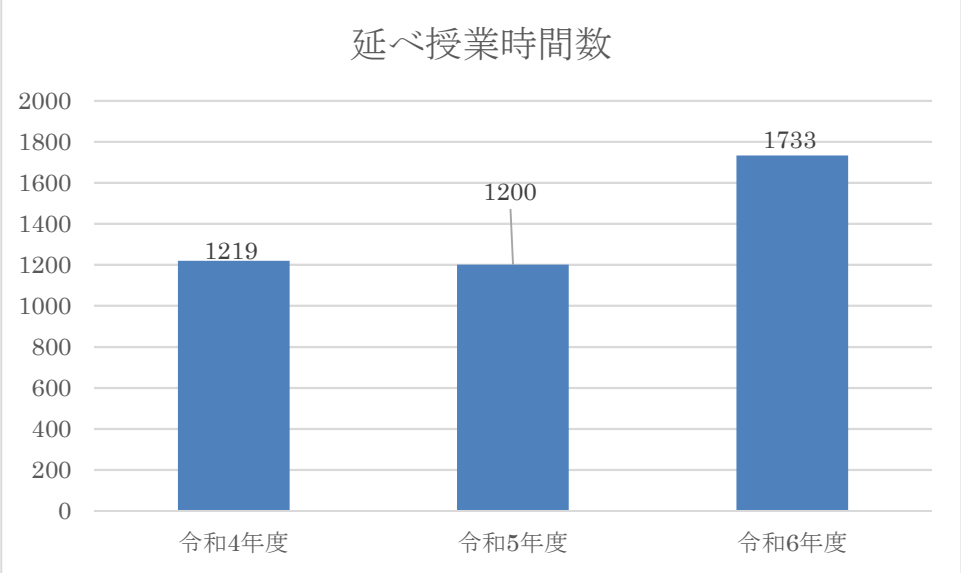

【８】日本語初期指導（通訳）

１．事業概要

日本語の理解が不十分な園児児童生徒が、転入学当初の学校生活への不安に対処し、学校生活に適応させることを目的に、学校からの要請に応じて日本語指導（通訳）を行う。

２．活動内容（担当：1名・指導協力登録者 45 名 1 団体）

（1）日本語初期指導

①概要

区立小・中学校・幼稚園に在籍する、初来日後 6 カ月以内の帰国及び外国人園児児童生徒に、転入学当初の学校生活への不安に対処し、学校生活に適応できるよう対象児童・生徒につき 34 時間を上限に指導協力者を派遣した。

②実績

・転入学当初の学校生活に必要な事柄や学習指導・生活指導を行う上で必要な事柄について通訳を行なった。
・保護者会や保護者面談等での保護者通訳を行なった。
・英語や中国語以外の言語も多く通訳者の派遣をした。
・他グループと連携を密にし、就学相談面接等でも通訳を行なった。

（2）翻訳

①概要

区立小･中学校の保護者宛て通知や資料の中国語及び英語の翻訳を行なった。

②実績

・入学のしおり等の翻訳版を作成し、各校が確認できるようにした。

３．今後に向けて

（1）日本語初期指導

英語・中国語の指導協力者は多くいるが、指導協力者が少ない言語（ネパール語・ミャンマー語・ロシア語等）について、指導協力者の確保に努める必要がある。

（2）翻訳

引き続き、要望に沿って翻訳を行う。

４．年次統計

図１　対象人数の推移（人）

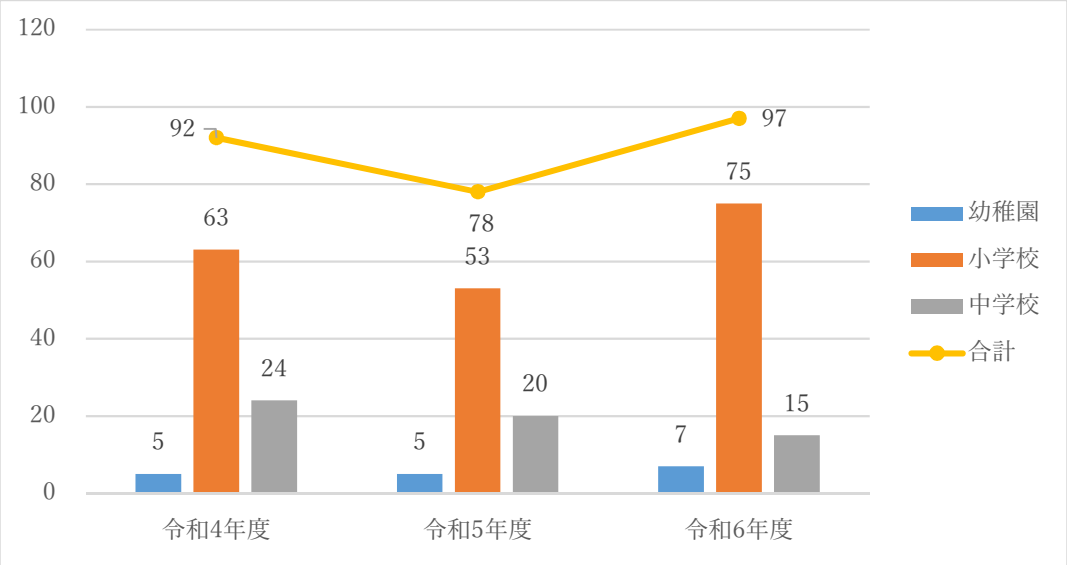

図２　言語別対象人数の推移（人）

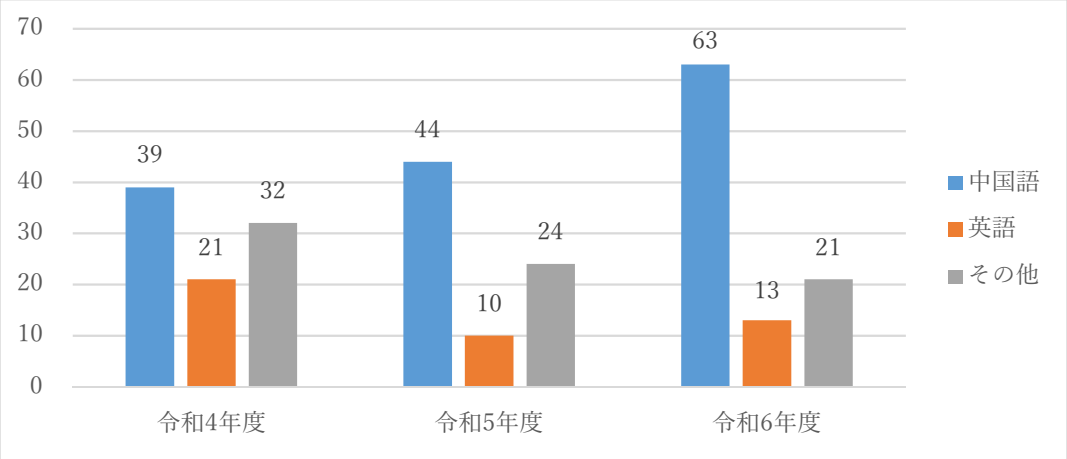

※令和６年度のその他 21 人の内訳は、ネパール語(13 人)、ベトナム語(3 人)、ミャンマー語（2 人)、韓国語（1 人)、ロシア語(1 人)、タイ語(1 人)。

図 3　派遣時間の言語割合（%）

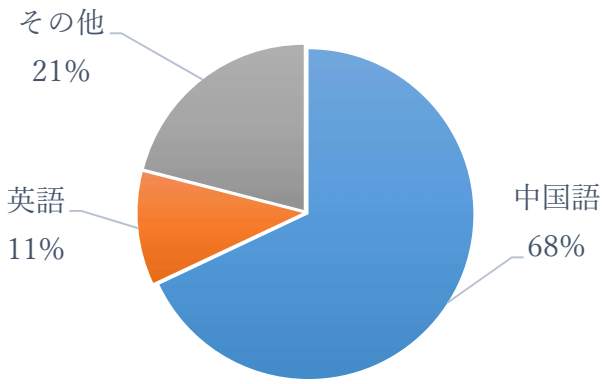

図 4　派遣時間の推移（時間）

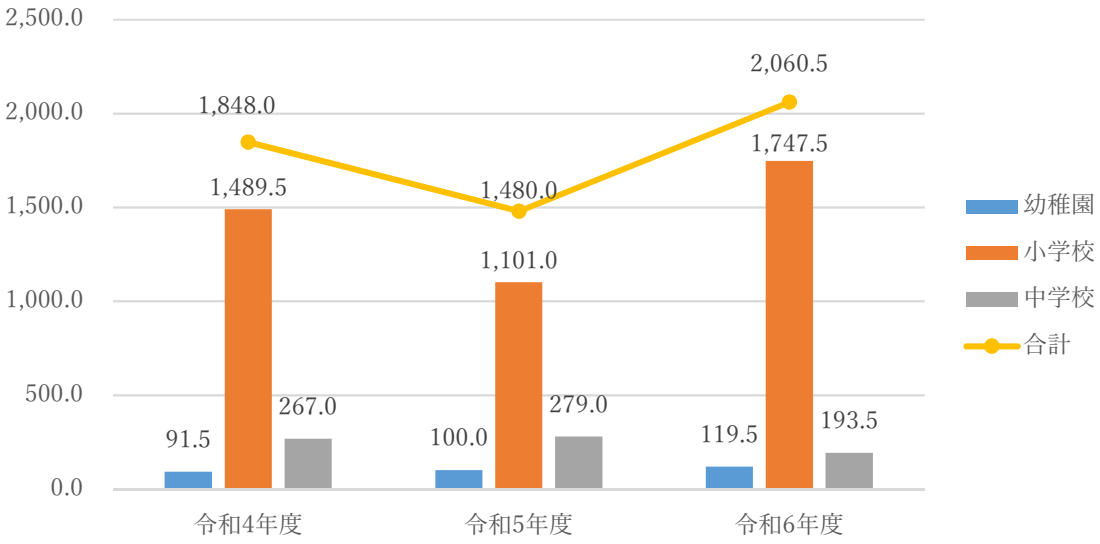

【９】特別な支援を必要とする児童生徒に対しての支援

１．事業概要

通常学級及び特別支援学級に在籍している児童・生徒に対し、必要な支援を行なうために区立小・中学校に特別支援教育指導員と学級運営補助員を配置する。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する生徒に対し教科指導をするために区立中学校に特別支援学級時間講師を配置する。

２．活動内容（特別支援教育指導員：15 名　学級運営補助員：47 名
特別支援学級時間講師：3 名　※不登校対策支援員：3 名）
※30 ページ参照

（1）特別支援教育指導員

①概要

学校において担任教諭の補助、特別な支援を必要とする児童・生徒の生活習慣の指導及び安全管理を行なった。

また、上記に加え通常学級に在籍している特定の児童に対し、身辺介助及び安全管理等を行なった。

②実績

・小学校に 11 名、中学校に 4 名配置した。

（2）学級運営補助員

①概要

通常学級及び特別支援学級に在籍している児童・生徒に対し、学習面や行動面、身辺介助や安全管理等を行なった。

また、上記支援に必要な準備を行なった。

②実績

・小学校に 46 名、中学校に 1 名配置した。

（3）特別支援学級時間講師

①概要

令和 5 年度より新たに開設した池袋中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している生徒に対し、引き続き教科指導を行なった。

また、上記に必要な教材開発及び作成を行なった。

②実績

・中学校に 3 名配置した。

３．今後に向けて

各学校の必要性に応じて人員を配置できるよう、引き続き適切な人員確保に努める。

４．年次統計

図１　配置人数の推移（人）　※年度末時点

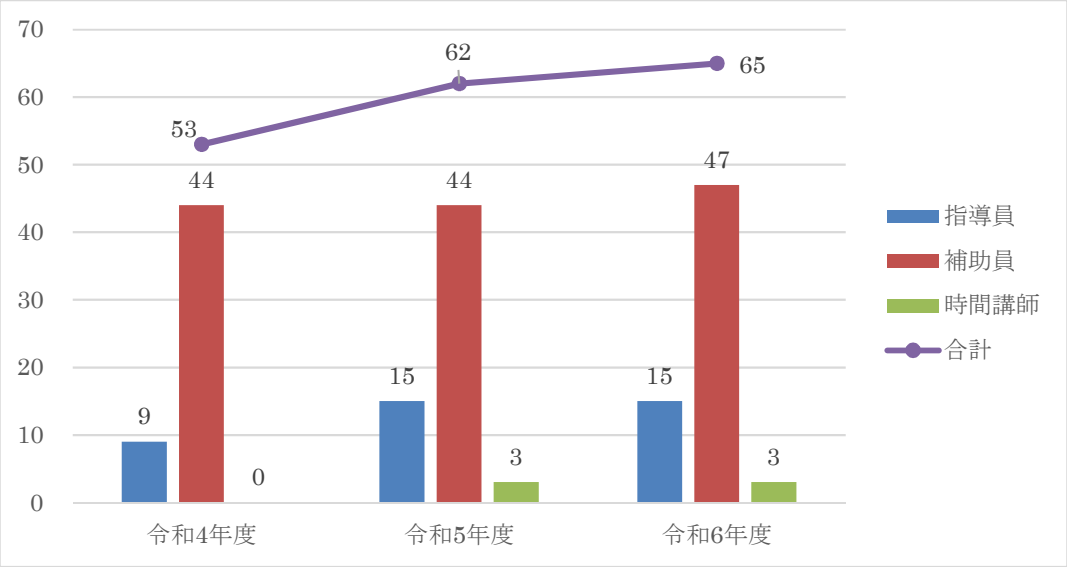

豊　島　区　立　教　育　セ　ン　タ　ー　案　内　図

〒171 - 0032　　東京都豊島区雑司が谷 3－1－7

TEL	庶務グループ	03（3590）1251
	スクールソーシャルワーカー	03（6846）5612
	適応指導教室	03（3590）1260
	教育相談グループ	03（3590）6746
	教育相談（相談受付用）	03（3971）7440
	不登校対策支援	03（3590）1251
	FAX	03（3981）4793

令和 6 年度　豊島区立教育センター活動記録
令和 7 年 7 月発行

豊島区教育委員会事務局教育部
豊島区立教育センター

〒171－0032　東京都豊島区雑司が谷 3－1－7
TEL　03（3590）1251　（代表）
FAX　03（3981）4793